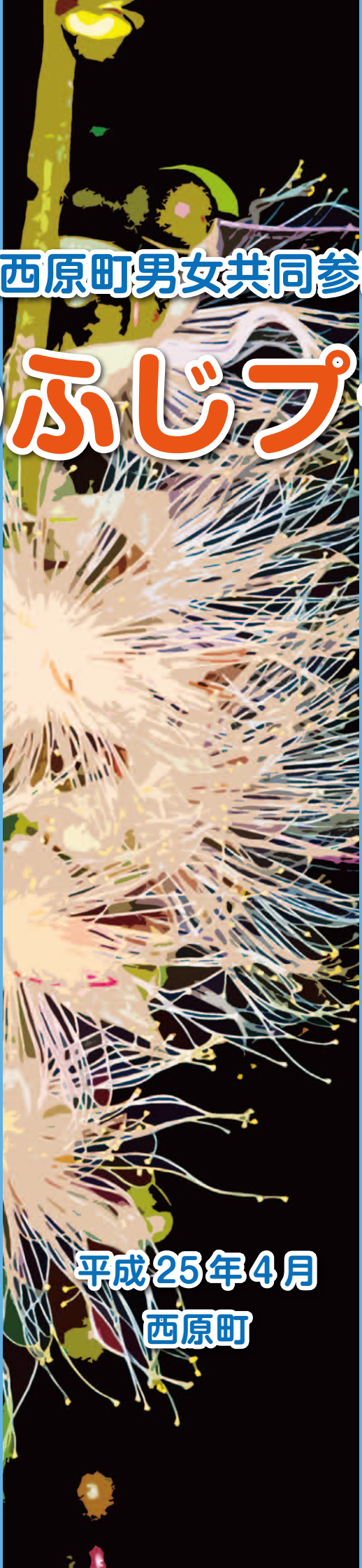

第三次西原町男女共同参画計画

さわふじプラン

平成25年4月

西原町

住民協働による男女共同参画のまちづくりをめざして

西原町長　上間　明

平成１１年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現は、２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられています。

西原町では、平成４年に「西原町女性行動計画～さわふじプラン～」を県内の町村に先駆けて策定し、平成１６年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を県内で唯一に完全導入、平成２４年３月には「西原町男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

本計画は西原町男女共同参画推進条例第３条に定められている７つの基本理念を元に、１６の施策の柱、３２の具体的施策としてまとめられており、特に「ドメスティック・バイオレンス（DV）をなくすには」「男女共同参画社会をつくるには」「女性の就業、企業を促進するには」「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図るには」の４つを重要課題と位置づけております。

今後はこれらの課題を解決するために、「西原町まちづくり基本条例」による住民協働の精神のもと、町、町民、事業者、各種団体、教育関係者の協働連携協力をいただきながら、男女共同参画のまちづくりに向けて、これまで以上に男女共同参画行政を推進してまいります。

結びに、この計画の策定に当たりご尽力くださいました「西原町男女共同参画審議会」の委員をはじめ、「さわふじプラン地域推進委員」のみなさま、ワークショップにご参加いただいたみなさま、その他町民の皆様に心より感謝申し上げます

平成２５年　８月

もくじ

第 1 章 計画策定にあたって 01

1 ． 策定の経緯.....02

2 ． 計画の位置づけ.....03

3 ． 計画期間.....03

第 2 章 計画の基本的考え方 05

1 ． 計画の目的.....06

2 ． 計画の基本理念.....07

第 3 章 重要課題と重点施策 09

1 ． 第三次計画策定にあたっての重要課題.....10

2 ． 重要課題に対する重点施策.....12

第 4 章 計画の体系 15

第 5 章 具体的施策の内容 19

基本理念1　すべての人の人権の尊重.....21

基本理念2　互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重.....23

基本理念3　あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現.....25

基本理念4　社会における制度または慣行についての配慮.....29

基本理念5　政策や方針等の立案及び決定への共同参画.....32

基本理念6　家庭生活における活動と他の活動の両立.....36

基本理念7　国際社会における取り組みとの協調 40

第 6 章 実現に向けて 43

1 ． 町及び町民との協働.....44

2 ． 計画の推進体制.....45

3 ． さわふじプラン地域推進委員会の充実.....46

資料編 47

1 ． 計画策定の経過.....48

2 ． 計画策定の様子（第三次さわふじプラン策定お便り）.....50

3 ． 調査研究のまとめ.....66

（1）第 1 回基礎講座及びワークショップのまとめ.....67

（2）第 2 回基礎講座及びワークショップのまとめ.....72

4 ． 国及び西原町の関係法令.....78

（1）男女共同参画社会基本法.....78

（2）西原町男女共同参画推進条例.....83

（3）西原町まちづくり基本条例.....88

（4）西原町男女共同参画計画推進本部設置規程.....94

（5）西原町男女共同参画審議会規則.....95

（6）さわふじプラン地域推進委員会設置要綱.....96

5 ． 委員名簿.....98

（1）第三次男女共同参画計画審議会名簿.....98

（2）さわふじプラン地域推進委員会名簿.....99

6 ． 男女共同参画社会形成の動向（年表）.....100

7 ． 用語解説.....102

第 1 章

計画策定にあたって

1　策定の経緯

我が国は、1999（平成 11）年に男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置付けました。社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成を図ることを目的に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

西原町では、2012（平成 24）年 3 月に「西原町男女共同参画推進条例」（以下『条例』という）を制定しました。

この『条例』では、西原町が目指す姿として 7 つの基本理念を掲げており、それらの実現のために、町・町民・事業者・教育関係者・各種団体のそれぞれの分野が協働して男女共同参画計画のまちづくりを進めることが示されています。町は、男女共同参画のまちづくりを推進する施策を総合的、計画的に進めるための「男女共同参画計画」（以下『計画』という）を策定し、町長は、策定するにあたり「西原町男女共同参画計画審議会」（以下『審議会』という）の意見を聴かなければならないことが規定されています。

西原町は 2003（平成 15）年度～2012（平成 24）年度の第二次『計画』の期間終了に伴い第三次『計画』を策定することになりました。『条例』を制定後、初めて策定される第三次計画は、条例の理念を具体的に実現する施策として重要な意義をもっています。

2012（平成 24）年 10 月に、町長から『審議会』に「第三次男女共同参画計画策定について」諮問され、2013（平成 25）年 3 月に答申されました。

第三次『計画』は西原町の実績や特性を踏まえて策定されました。諮問から答申に至る経過や様子は、資料編に掲載してあります。

2 計画の位置づけ

この計画は、国が定めた「男女共同参画計画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」として位置づけられています。

【 国 】

【 西原町 】

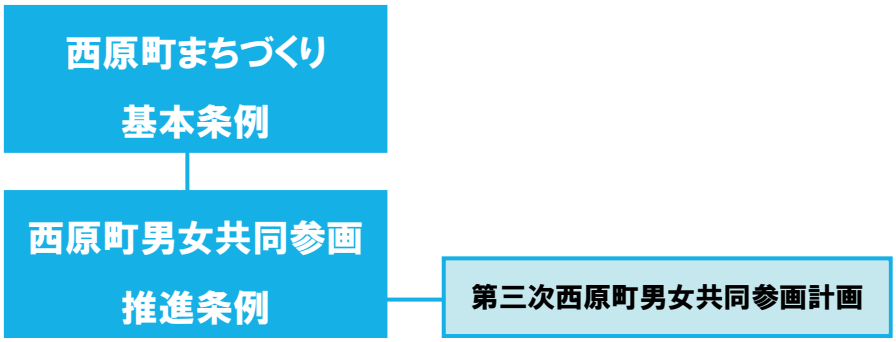

3 計画の期間

計画期間は、2013（平成 25）年度～2022（平成 34）年度の 10 年とします。ただし、2017（平成 29）年度に中間見直しを行うほか、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

第 2 章

計画の基本的考え方

1　計画の目的

西原町『条例』第２条において「男女共同参画」の用語の意義を次のように定めています。

「すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」

この計画は、上記の男女共同参画の実現に向けて、町・町民・事業者・教育関係者・各種団体等が一体となって総合的、計画的に行動することを目的として策定します。

西原町男女共同参画推進条例より一部抜粋

（前文）

わたしたちのまち西原町は、間切時代、首里王府の直轄領として栄えましたが、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため平和を願い、自然と歴史文化を大切にし、近隣都市への交流地域として、さらに「文教のまち」として発展しています。

西原町では、日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、県内の町村に先駆け平成４年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定、また平成１６年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入し、子どものころから性別にかかわりなくすべての人が尊重されるまちを目指してきました。

しかしながら、地域や家庭に残る性別による固定的な役割分担などの古くからの慣習、また職場においても未だに残る不平等、さらに男女間におけるさまざまな暴力の存在など、まだ多くの克服すべき課題が残されており、わたしたちが目指す男女共同参画社会の実現に向けては、なお一層の努力が求められています。

ここに、わたしたち町民一人ひとりが互いの生き方を尊重し、その責務を担い、次世代につなげていくため、町及び町民等（町民、事業者、教育関係者及び各種団体をいう。以下同じ。）が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

2 計画の基本理念

第三次『計画』では、西原町『条例』第３条に規定されている７つの基本理念を、西原町が目指す姿として計画の体系に位置付けています。

1、すべての人の人権の尊重

すべての人が性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることがなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重されること。

2、互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重

すべての人が性別にかかわらず互いの性を理解し合い、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

3、あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現

学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。

4、社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

5、政策や方針等の立案及び決定への共同参画

すべての人が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、地域、防災、環境その他町における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

6、家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成するすべての人が性別にかかわらず互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。

7、国際社会における取り組みとの協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと協調の下に行われること。

第 3 章

重要課題と重点施策

1　第三次計画策定にあたっての重要課題

第二次『計画』の検証と反省を基に、4つの重要課題が出されました。

重要課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）をなくすには

・ＤＶ相談については、専門相談員が設置されておらず、相談者への対応が厳しい状況である。また、福祉課の児童虐待相談との連携を検討する必要がある。

・児童生徒に対して、例えば「デートＤＶ講座」などを開催し、思春期の頃から異性を大切にする気持ちを育てることが大切である。

・市町村ごとにＤＶ対策計画の策定が求められており、西原町でも必要である。

重要課題

男女共同参画社会をつくるには

・すべての人が性別にかかわらず、個人の能力を発揮でき、人権が尊重されるために、町・町民・事業者・教育関係者・各種団体の共通理解と連携強化が求められている。

・町は県内で唯一、男女混合名簿を導入している地域である。教育現場においても、引き続き男女共同参画の視点に立った教育の推進が求められている。

・課題を話し合って解決していくための広報啓発や研修、情報交流の機会をつくることが必要である。

これらの重要課題をテーマとした「基礎講座及びワークショップ」（資料編参照）を開催し、幅広い世代の声をまとめ、第三次『計画』に反映しました。

重要課題

女性の就業、起業を促進するには

・能力のある女性が、妊娠や出産を機に退職することで、優秀な人材が失われている現状を改善するために、子育てしながらでも働ける職場環境をつくることが必要である。

・西原町の特産品開発についてもＪＡ女性部や生活研究会などが活躍しているように、女性がその能力を充分に発揮できる就業機会の均等、女性の起業に対する支援が必要である。

重要課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るには

・仕事と地域等の活動を両立するためには、子育てや介護などを家族がお互いに協力することが求められている。

・「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という性別による固定的役割分担ではなく、すべての人がその働き方、生き方を見直すことで、よりよい生活を送ることができるよう取り組む必要がある。

2　重要課題に対する重点施策

第二次『計画』評価から出た重要課題に対して、第三次『計画』では、以下の施策を重点的に取り組みます。

重要課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）をなくすには

重点施策

配偶者等からの暴力（DV）の根絶

【具体的施策】

- ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定
- 被害者のケアの充実

重要課題

男女共同参画社会をつくるには

重点施策

男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進

家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進

推進体制と拠点機能の強化

【具体的施策】

- 家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発
- 教える立場を担う人への研修
- 人権を尊重するメディアリテラシーの向上
- 家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進
- 地域活動における男女共同参画の促進
- 男女共同参画推進条例の周知
- 町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク
- 担当部署及び活動拠点機能の強化

これらの重点施策は、国や県の動向、町民を対象にした調査研究（ワークショップ）等を踏まえ、第三次『計画』に反映しました。

重要課題

女性の就業、起業を促進するには

重点施策

雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保

【具体的施策】

- 事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守
- 就業･起業の支援

重要課題

仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)を図るには

重点施策

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【具体的施策】

- 仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備
- 仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備

第 4 章

計画の体系

基本理念	施策の柱
1. すべての人の人権の尊重	(1) 人権の尊重
	(2) 配偶者等からの暴力（DV）の根絶
2. 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重	(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進
	(2) 生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進
3. あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現	(1) 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進
	(2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
	(3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力
4. 社会における制度または慣行についての配慮	(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進
	(2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備
5. 政策や方針等の立案及び決定への共同参画	(1) 政策・方針決定過程へのさらなる女性の参画促進
	(2) 推進体制と拠点機能の強化
6. 家庭生活における活動と他の活動の両立	(1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保
	(2) 育児及び介護を支える環境づくり
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
7. 国際社会における取り組みとの協調	(1) 国際的視野をもった男女共同参画の支援
	(2) 平和に向けた文化・国際交流の推進

具体的施策

①人権擁護に関する教育及び意識啓発
②人権擁護に関する相談体制の拡充

①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定
②被害者のケアの充実

①性と生殖に関する自己決定権の尊重を中心とした意識啓発と教育
②妊娠・出産に関する支援

①ライフステージに応じた心身の健康支援
②相談機能の充実

①家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発
②教える立場を担う人への研修
③人権を尊重するメディア・リテラシーの向上

①男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発
②男女共同参画に関する学校教育の充実

①男女共同参画に関する調査・研究の推進
②男女共同参画のまちづくりにおける大学等、専門家の活用

①家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進
②地域活動における男女共同参画の促進

①男女共同参画推進に係る町民活動の支援
②安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮

①政策提言等における男女共同参画の促進
②女性の積極的登用と人材開発・育成

①男女共同参画推進条例の周知
②町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク
③担当部署及び活動拠点機能の強化

①事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守
②就業･起業の支援

①多様な保育サービスの充実
②在宅介護支援サービスの充実

①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備
②仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備

①男女共同参画推進のための国際理解・協力

①平和・文化・国際交流の推進

第 5 章

具体的施策の内容

具体的施策と事業内容について

西原町『条例』に規定されている基本理念の項目に基づき施策の柱をたて、方向性やねらいを定めました。

この章では、上記に基づく実施策として、具体的施策と事業内容を掲載しています。なお、事業内容については、実施時期（前期 5 年間か後期 5 年間）、分類（第二次『計画』からの継続事業か第三次『計画』からの新規事業）、所管（事業担当課）を示しています。

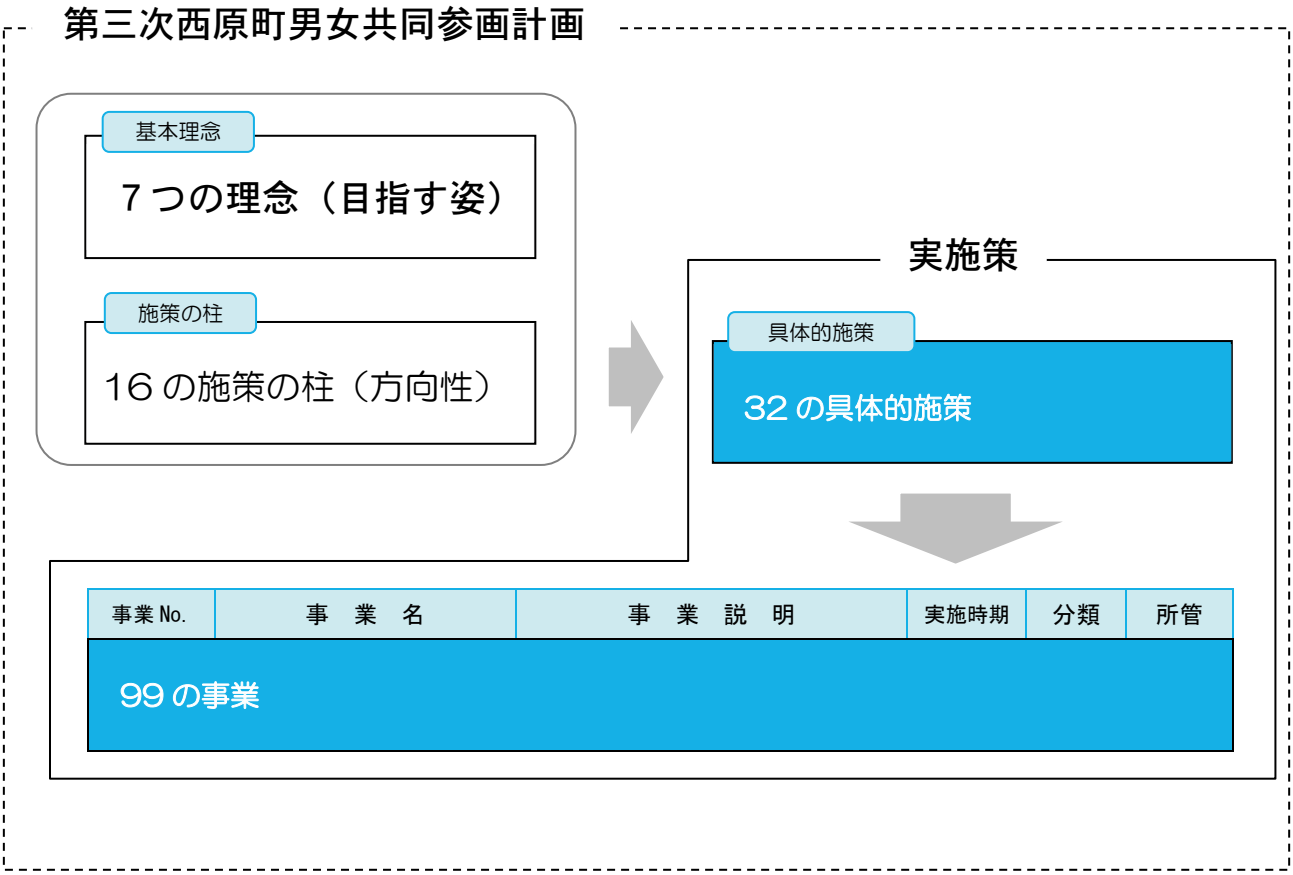

基本理念

1．すべての人の人権の尊重

施策の柱	具体的施策
（1）人権の尊重	①人権擁護に関する教育及び意識啓発 ②人権擁護に関する相談体制の拡充

人権とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。人権が尊重され、擁護される社会の実現に向け、あらゆる分野において、教育、学習、啓発される機会をつくります。また、権利擁護や相談の充実を図ります。

①人権擁護に関する教育及び意識啓発

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所管
1	**人権に係る各種啓発活動の実施**	人権啓発等をテーマにした各種啓発活動を実施する。	前期	継続	総務課

②人権擁護に関する相談体制の拡充

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所管
2	**女性相談員による女性相談の実施**	女性相談員による女性相談を実施する。	前期	新規	企画財政課
3	**相談員に対するジェンダー問題研修の実施**	相談にあたって、※ジェンダー問題の視点で対応できるよう、相談員の研修の中にジェンダー問題に関する内容を盛り込む。	前期	新規	企画財政課
4	**相談窓口の設置と相談員の確保・育成**	窓口相談、何でも相談・人権相談・総合相談、高齢者虐待相談、成年後見制度相談、児童虐待相談、※DV（ドメスティック・バイオレンス）相談などの性別・年齢を超えた総合的な相談窓口の設置を検討する。	前期	継続	全課

施策の柱	具体的施策
(2) 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定 ②被害者のケアの充実

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）とは、配偶者や親密な関係にある人から繰り返しふるわれる身体的・精神的・性的暴力であると国の法律で規定されています。ドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を啓発する機会をつくります。また、暴力防止及び被害者ケア（相談や保護）の充実を図ります。

①ドメスティック・バイオレンス等に関する意識啓発・基本計画策定

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
5	**ＤＶ防止啓発運動の実施**	ＤＶを予防･根絶するための意識啓発キャンペーンを実施する。	前期	継続	企画財政課
6	**ＤＶ防止啓発講演会の開催**	ＤＶや子どもに対する暴力防止に関する講座、講演会等を開催する。	前期	継続	企画財政課
7	**若者を対象としたＤＶ防止対策**	１０代の若者対象に DV 防止の啓発を進める。	前期	新規	企画財政課
8	**ＤＶ防止基本計画の策定及び実施**	計画を策定し、実施する。	前期	新規	企画財政課
9	**医療機関へのＤＶ相談窓口の周知**	ＤＶ相談窓口の情報を医療機関へ周知する。	前期	新規	企画財政課

②被害者のケアの充実

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
10	**カウンセリングの実施**	女性相談窓口において、※セクシャル・ハラスメント、ＤＶ等の被害者へのカウンセリングを実施する。	前期	新規	企画財政課

基本理念

2．互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の柱	具体的施策
(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	①性と生殖に関する自己決定権の尊重を中心とした意識啓発と教育 ②妊娠・出産に関する支援

妊娠、出産、哺育という特有の母性機能をもっている女性の立場を保護できる相談支援や健康支援の充実を図ります。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康と権利）の視点から、女性が子どもを産むか、産まないか充分な情報を得たうえで、自ら選択し、自らが決める権利を保障できるよう普及啓発に努めます。

①性と生殖に関する自己決定権の尊重を中心とした意識啓発と教育

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
11	**リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発**	※リプロダクティブ・ヘルス／ライツを啓発する。	前期	継続	企画財政課

②妊娠・出産に関する支援

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
12	**妊産婦健康支援事業の実施**	母子健康手帳交付時の相談、妊婦健康診査・相談、妊産婦家庭訪問、産後ケア事業を実施する。	前期	継続	福祉課

施策の柱	具体的施策
(2) 生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進	①ライフステージに応じた心身の健康支援 ②相談機能の充実

性別に関わらず、学校教育や生涯学習の場を通して、生命や人権の尊重の観点から、性や健康に関する教育の充実、自分の健康を守る意識の醸成を目指し、教育・学習や相談の充実を図ります。

①ライフステージに応じた心身の健康支援

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
13	**薬物乱用防止等の啓発活動実施**	薬物等の乱用防止のため、啓発活動を実施する。	前期	継続	健康推進課
14	**各種健（検）診の実施**	特定検診・がん（肺、胃、大腸、乳、子宮）検診を実施する。	前期	継続	健康推進課
15	**健康づくりについての各種教室の開催**	禁煙・生活習慣病・介護予防等に関する講演会などを実施する。	前期	継続	企画財政課 健康推進課
16	**地域における健康教育**	自治会等への講師の派遣及び保健福祉センターでの健康講座を開催する。	前期	継続	健康推進課

②相談機能の充実

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
17	**酒害に関する相談等の実施**	酒害に関する相談の実施及び関係団体の活動を支援する。	前期	継続	介護支援課
18	**精神疾患を抱える方を対象とした相談事業の実施**	精神疾患を抱える方やその家族を対象とした相談事業を実施する。	前期	継続	介護支援課

基本理念

3．あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現

施策の柱	具体的施策
(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進	①家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発 ②教える立場を担う人への研修 ③人権を尊重するメディア・リテラシーの向上

性別に関わらず、一人ひとりが主体的で多様な生き方ができるよう、家庭・職場・学校・地域社会などのあらゆる場で男女共同参画の視点に立った教育や学習の機会をつくります。

また、教える立場を担う人への男女共同参画への理解を深めるための研修を充実させます。

さらに、市民の男女共同参画の意識を啓発するとともに、人権尊重についての理解と配慮がもてるよう、メディア・リテラシーの向上を図ります。

①家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる場における男女共同参画の理解、意識啓発

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
19	**情報誌の作成や HP 等の活用による情報提供**	ジェンダー問題に関する情報誌の定期的発行や、ホームページによる広報を活用する。	前期	継続	企画財政課
20	**出前講座等の開催**	地域に出向いて、※男女共同参画社会基本法等、男女共同参画に係る講演会や講座等を開催する。	前期	新規	企画財政課
21	**保護者に対する啓発**	男女共同参画と自立を目指す家庭教育の必要性などを示す資料を作成配布する。	前期	新規	企画財政課
22	**各学校における教育相談**	親や児童・生徒の悩み、不安、ストレスなどを和らげるために教員、スクールカウンセラー及び教育相談員による相談活動の充実を図る。	前期	継続	教育総務課
23	**特別支援教育に関する相談の実施**	特別支援教育を必要とする児童・生徒、保護者等への相談を実施する。	前期	継続	教育総務課

②教える立場を担う人への研修

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
24	**教職員研修の充実**	教職員研修の中に、ジェンダー問題や男女平等に関する内容を盛り込む。（事業№35 を活用） 人権ガイドブックを活用した人権意識の推進と関係課と連携して取り組む。	前期	継続	企画財政課 教育総務課

③人権を尊重するメディア・リテラシーの向上

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
25	**人権に配慮したメディアの活用**	町が発信する各種メディアに男女共同参画的視点の配慮を促進するため、※メディア・リテラシーを向上させる。	前期	新規	全課

施策の柱	具体的施策
(2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進	①男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発 ②男女共同参画に関する学校教育の充実

家庭・職場・学校・地域社会等あらゆる分野で一人ひとりの個性と能力を発揮してチャレンジできる社会になるために、西原町では、学校教育に男女混合名簿を導入してきました。今後は、さらにその意義を再確認し、更なる推進に努めます。

男性に向けては、男性にとっても男女共同参画の意義を感じられるように工夫し、学習や情報交流の機会をつくります。

子どもに向けては、児童生徒の発達段階に応じた、人権尊重、男女共同参画等の重要性を指導する学校教育の充実を図ります。

①男性及び子どもに向けた理解促進、意識啓発

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
26	**写真等の公募及び写真展の開催**	男女共同参画に関するテーマで写真等を募集し発表の場を設ける。	前期	継続	企画財政課
27	**男性のための家事実践講座の開催**	男性のための家事・育児・介護等の実践講座を開催する。	前期	継続	企画財政課 生涯学習課

②男女共同参画に関する学校教育の充実

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
28	**キャリア教育の推進、充実**	職業観や勤労観を育むキャリア教育を推進するために、様々な専門家や達人を講師として招く事業などを推進する。また、これまでの※男女混合名簿の実績を活かして、女子向き、男子向きと固定的にとらえるのではなく、これまで女性の進出の少なかった分野も視野に入れた積極的な進路指導を行う。 中学校及び小学校チャレンジウィークとして職場体験学習を実施する。	前期	継続	教育総務課

施策の柱	具体的施策
(3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力	①男女共同参画に関する調査・研究の推進 ②男女共同参画のまちづくりにおける大学等、専門家の活用

男女共同参画に関する様々な課題を整理して、大学の機能を活用し、行政・町民・大学と協働で調査研究を推進します。さらに、その成果を西原町男女共同参画のまちづくりに活かせるように、環境整備や人材の活用を図ります。

①男女共同参画に関する調査・研究の推進

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
29	**男女共同参画にかかる諸問題についての調査研究**	国、県、研究教育機関、団体、町民等と連携し、調査研究、情報収集に努める。	前期	新規	企画財政課
30	**町民意識調査の実施**	町政及び男女共同参画社会に関する町民意識調査を実施する。	前期	新規	企画財政課
31	**男女共同参画及びジェンダー問題に関する情報の収集と提供**	国、県、関係団体等が発行する統計資料や図書等各種情報を収集し提供する。	前期	継続	企画財政課
32	**男女混合名簿に係る調査研究**	これまで実施してきた男女混合名簿に係る効果及び課題について調査研究する。	前期	新規	企画財政課
33	**男女共同参画都市宣言の調査・研究**	男女共同参画都市宣言に関して調査・研究する。	前期	継続	企画財政課
34	**女性史の調査・研究・発刊**	西原町の女性史の発刊に向けて、調査・研究する。	前期	継続	企画財政課

②男女共同参画のまちづくりにおける大学等、専門家の活用

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
35	人材登録活用事業（仮称）	さわふじプラン地域推進委員等の男女共同参画に関する研修・イベント・※ワークショップ等に大学教育、専門家等の環境整備と人材活用コーディネートする。	前期	新規	企画財政課

基本理念

4．社会における制度または慣行についての配慮

施策の柱	具体的施策
（1） 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進	①家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進 ②地域活動における男女共同参画の促進

男性が主で、女性が従であるといった男女の関係をつくりだす意識や慣行が社会にはまだ多く残っており、男女共同参画を推進するうえでの阻害要因となっています。一方で、世代によって性別役割分担に関する認識の違いがあります。

世代を交えて、すべての人が共に話し合い、意識を変え、慣行を改善できるように条件整備を図ります。

①家事・子育て・介護等における男女共同参画の促進

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
36	**子育てに関する情報の提供**	子育てガイドなど、子育てに関するさまざまな情報を提供する。また、男性の育児・介護休暇の取得を促進する。	前期	継続	福祉課

②地域活動における男女共同参画の促進

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
37	**環境ボランティア等住民活動への男女共同参画の促進**	県ちゅら島環境美化促進事業を、県と共催して取り組む。	前期	継続	町民生活課

施策の柱	具体的施策
(2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備	①男女共同参画推進に係る町民活動の支援 ②安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮

人々の価値観の多様化・都市化が進むにつれて、地縁に基づく地域活動が衰退しています。一方、居住地域を越えた市民活動（ＮＰＯ・ボランティアサークル）も成長しつつあります。

そのような状況の中で、2011 年に発生した大規模な地震と津波の災害によって、安全や防災への関心が高まり、再び地縁に基づく地域活動の再生が喫緊の課題となっています。

世代を交えてすべての人が、みんなで安心して暮らせるまちづくりが実現できるように、町民交流の活動を支援します。

また、防災の予防や対策にあたっては、男女共同参画の視点をもって配慮できるように、条件を整えます。

①男女共同参画推進に係る町民活動の支援

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
38	**NPO 活動、地域活動、ボランティア活動等町民活動支援**	※NPO 活動、地域活動、ボランティア活動等町民活動団体に対し情報を提供するなどその活動を支援するとともに男女共同参画を促進する。	後期	新規	企画財政課 生涯学習課
39	**町民活動センターの創設及び運営**	男女共同参画活動拠点を整備し、機能を強化する。	前期	新規	企画財政課
40	**町民や団体等との協働による講座等の開催、交流の促進**	町民との協働により、講座・講演会等を開催し、協働事業を通じて町民及び団体間の交流を促進する。	前期	新規	企画財政課

②安全安心のまちづくりに対する男女共同参画の配慮

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
41	**講座、講演会等における一時保育の実施**	講座、講演会等に乳幼児連れで参加できるよう一時保育を行う。	前期	継続	全課
42	**ジェンダー・多様性配慮の視点を持った避難所運営マニュアルの策定**	ジェンダー・多様性配慮視点を持った避難所運営マニュアルを策定（改定）する。	前期	新規	総務課
43	**避難所設営における研修**	町職員へジェンダー・多様性配慮の視点を持った避難所設営の研修を行う。	前期	新規	総務課
44	**自主防災組織に対する男女共同参画の啓発**	自主防災組織の行う研修会について、講師の派遣を行う。	前期	新規	総務課
45	**防災（災害復興）対策の推進**	ジェンダー・多様性配慮の視点によるマニュアルの作成、学習会を実施する。	前期	新規	総務課

基本理念

5．政策や方針等の立案及び決定への共同参画

施策の柱	具体的施策
（1）政策・方針決定過程へのさらなる女性の参画促進	①政策提言等における男女共同参画の促進 ②女性の積極的登用と人材開発・育成

国は、政治・司法等のあらゆる分野で「2020 年 30%」に向けた取り組みを重点分野のひとつに掲げています。西原町『条例』では、積極的改善措置を示し、「あらゆる施策において、男女共同参画社会の推進に配慮する」「審議会等の委員を委嘱又は任命する際は積極的改善措置を講じ、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満にならないように努める」と明示しています。

分野によって、男女の偏りがあるところは、実態を把握し、改善を図ります。また、政策・方針決定へ女性の参画が促進されるよう、登用の推進を図り、そのための人材開発や育成を支援します。

①政策提言等における男女共同参画の促進

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
46	**民間企業・民間諸団体等への協力要請**	経営方針や企画立案の場へ女性の参画を図るよう啓発を行う。	後期	新規	企画財政課 産業課
47	**女性の町政への参画を促すための情報の提供**	町政への参加を進めるための学習機会の提供や啓発誌等を通して、町政への積極的な参加を促す。	前期	継続	企画財政課
48	**自営業で働く女性の方針決定の場への登用促進**	女性の登用をすすめるための啓発事業等を実施する。	前期	継続	企画財政課
49	**委員等公募制の推進**	各種委員会等への町民公募制度を実施する。	前期	継続	全課

②女性の積極的登用と人材開発・育成

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
50	**各種審議会等への女性の参画促進**	※積極的改善措置を講じ、各種審議会等へ女性の参画を促進する。併せて女性委員のいない審議会等の解消に努める。	前期	継続	全課
51	**審議会等への女性の参画促進のための指標の実行**	「西原町男女共同参画推進条例」により、各種審議会等への女性の参画が進むよう各課へ働きかける。	前期	継続	企画財政課 総務課
52	**審議会等への女性の登用状況調査**	町の審議会・委員会等への女性の登用状況を調査する。	前期	継続	企画財政課
53	**国内交流活動への女性参画促進**	ブロックまたは全国規模の会議・研修会等へ地域で活動している女性を派遣し、参画することにより交流の場を広げ、情報を収集・発信する。	前期	継続	全課
54	**女性人材リスト作成の検討**	さまざまな分野で活躍する女性の人材を発掘し、リストを定期的に更新し、活用を促す。	前期	継続	企画財政課
55	**地域団体役員への女性の登用促進**	啓発情報誌等を配付し、女性の登用促進をはかる。	前期	継続	企画財政課
56	**女性経営者の育成**	女性が自営業の経営に参画していくため学習の場を提供する。	後期	新規	産業課
57	**リーダー研修会等の充実**	毎年、ＮＷＥＣ会議、日本女性会議等への派遣旅費を補助する。	前期	継続	企画財政課

施策の柱	具体的施策
（2）推進体制と拠点機能の強化	①男女共同参画推進条例の周知 ②町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク ③担当部署及び活動拠点機能の強化

西原町は 2012 年度から男女共同参画推進条例を施行しています。条例の実現に向けて「男女共同参画計画策定」「計画内容の公表」「計画実施状況等の公表」「調査研究」「情報の提供」「活動への支援」「男女共同参画月間（６月）の実施」等が規定されています。また、推進にあたっては、行政と町民・事業者・教育関係者・各種団体それぞれが主体となって関わる責務についても明示されています。

上記の条例の内容をみんなが情報を共有し、それぞれの立場で何ができるか、学び合う機会をつくります。

また、その担当となる部署の強化を図り、この計画の推進体制と拠点機能の強化を促進します。

①男女共同参画推進条例の周知

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
58	**条例等についての普及啓発**	※男女共同参画週間等を活用し、男女共同参画をめぐる条例及び現行法制度の普及啓発に努める。	前期	継続	企画財政課

②町民・事業者・教育機関・各種団体と行政とのネットワーク

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
59	**男女共同参画関係団体への支援**	男女共同参画関係団体の活動の円滑化や活発化を支援する。	前期	継続	企画財政課
60	**男女共同参画を推進する団体の育成、支援、情報提供**	地域において男女共同参画を推進する団体や人材を育成する効果的な手法（ワークショップ等）を検討しつつ、その活動支援や情報提供を行う。	前期	新規	企画財政課

③担当部署及び活動拠点機能の強化

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
61	**町職員を対象とする意識・実態調査の実施**	町職員を対象に男女共同参画推進に関する意識・実態調査を行う。	前期	新規	企画財政課
62	**女性職員の管理・監督者への登用促進**	女性職員の管理･監督者への登用を促進する。	前期	継続	総務課
63	**女性職員の積極的な研修への参加**	女性職員がその能力を十分に活かし、さまざまな職務に意欲的に取り組むために知識の習得を図り、管理的立場への進出意欲を育てる。	前期	継続	総務課
64	**個人の適性・能力に応じた配置**	性別にとらわれない個人の適正と能力に応じた職場配置を行う。	前期	継続	総務課
65	**プロジェクト等への女性の参画**	庁内のプロジェクト等への女性職員の参画を図る。	前期	継続	全課
66	**町職員への研修**	男女共同参画推進についての啓発をする。	前期	継続	企画財政課
67	**セクハラ防止研修の実施**	職場のセクハラをテーマに町職員研修等を実施する。	前期	継続	総務課
68	**推進本部等の機能強化**	西原町男女共同参画推進本部（三役・四部長）同作業部会（課長職以下）を年１～２回の開催する。	前期	継続	企画財政課
69	**男女共同参画推進拠点の整備**	活動拠点施設を整備する。	後期	継続	企画財政課
70	**国や県及びおきなわ女性財団、教育委員会等との連携強化**	県やおきなわ女性財団主催の研修会・講演会への参加を促進する。	前期	継続	企画財政課
71	**県内外市町村の男女共同参画行政推進担当との連携強化**	沖縄県市町村男女参画行政担当者会議へ参加して、担当部署の強化を図る。	前期	継続	企画財政課

基本理念

6．家庭生活における活動と他の活動の両立

施策の柱	具体的施策
(1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保	①事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守 ②就業･起業の支援

「男女雇用機会均等法」では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と、女性就業者に対して、妊娠中及び出産後の健康を確保する等の措置が規定されています。

しかし現実には、男女共に雇用の条件は悪化する傾向にあり、特に女性や若年層の非正規雇用者と正規雇用者との雇用条件の格差は、社会的な課題となっています。

このような社会状況を踏まえ、男女雇用機会均等法の周知や就労、起業の支援に努めます。

①事業者等の意識啓発や労働関係法の周知・遵守

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
72	**事業者に対する情報提供の実施**	事業者に対し、男女共同参画や※男女雇用機会均等法などについて啓発する。	前期	継続	企画財政課 産業課
73	**家族経営協定の締結促進**	農家の家族間で労働条件・報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる農業経営を目指し農業後継者の育成に努める。	前期	継続	産業課

②就業･起業の支援

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
74	**女性の就労を支援する各種学習機会の提供**	在宅勤務及び※SOHO 等についての情報提供や必要な知識技術が習得できる講座などを開催し、多様な働き方を支援する。	後期	新規	企画財政課 産業課
75	**農林水産物活用による地域活性化への女性の参画促進と技術・能力の向上**	農林産物加工販売施設の整備とグループ化による効率的な利活用を促し、加工技術や経営能力の向上を図る。	後期	新規	産業課

施策の柱	具体的施策
(2) 育児及び介護を支える環境づくり	①多様な保育サービスの充実 ②在宅介護支援サービスの充実

少子高齢化や家族形態が多様化する中で、すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画していくことが求められています。そのためには、男女が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護等の家庭における労働を分かち合うことが必要です。

「多様なニーズに対応した保育・介護に対する支援策の充実」「保育所待機児童の解消」「育児・介護に関する知識や技術の提供」等に努め、家庭生活における活動と他の活動との両立を促進します。

① 多様な保育サービスの充実

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
76	**保育士に対する研修の充実**	保育士研修等に男女共同参画の推進について啓発する。	後期	新規	福祉課
77	**地域でのネットワークづくり推進**	地域子育て支援センターを中心に、保育園、保健福祉センター、主任児童委員で構成するネットワークをつくり、乳幼児をもつ家庭の子育てを支援する。	前期	継続	福祉課
78	**ファミリークラブ育成事業の充実**	児童館を拠点として地域の学習・実践活動を進め地域の児童の健全育成を図る。	前期	継続	福祉課
79	**多様な保育サービスの推進**	多様な保育サービスの提供により、子育てを支援する。	前期	継続	福祉課
80	**ファミリー・サポート・センター**	育児を援助したい人、育児の援地域において育児に関する相互扶助を行う※ファミリー・サポート・センターを支援する。	前期	継続	福祉課

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
81	**地域に開かれた幼稚園づくり推進事業**	研究実践報告書や学力向上推進協議会広報誌及び町のホームページ等により地域への情報公開を行います。	前期	継続	教育総務課
82	**幼保一元化事業**	※幼保一元化について調査検討を行う。	後期	新規	福祉課 教育総務課
83	**要保護児童対策地域協議会の運営**	必要な情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援内容に関する協議等を行う協議会の運営を調整する。	前期	継続	福祉課
84	**児童館の運営及び拡充**	遊びをとおして児童の健全育成をはかるとともに児童に関する地域活動の育成を行う。	前期	継続	福祉課
85	**放課後児童クラブの運営**	共働き家庭など留守家庭の児童について、放課後に適切な遊びや生活の場を与える。	前期	継続	福祉課
86	**出産育児一時金の支給**	国保被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給する。	前期	継続	健康推進課

②在宅介護支援サービスの充実

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
87	**介護等に関する情報提供**	講習会やパンフレット等による情報提供を行う。	前期	継続	介護支援課
88	**※レスパイト事業の実施**	障がいのある方の親や家族などに一時的な休息を与える。	前期	継続	介護支援課
89	**地域福祉計画の推進**	高齢者や障がい者をはじめ、地域の人々が「共に生きる」地域福祉のまちのシステムをつくる。	後期	新規	介護支援課
90	**高齢者虐待への対応**	高齢者虐待の早期発見、早期対応、高齢者への援助、養護者への援助等を行う。	前期	継続	介護支援課
91	**発達障がい者への相談、支援の実施**	発達障がい者及びその家族に対する相談、支援を行う。	前期	継続	介護支援課 福祉課
92	**地域包括支援ネットワークを活用した支援**	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・医療等の総合的な支援を行う。	前期	継続	介護支援課

施策の柱	具体的施策
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備 ②仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備

男女共同参画基本法施行後 10 年間の検証から出された重要課題の一つに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が挙げられています。

そのためには、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、すべての人があらゆる分野の活動に参画できる社会の実現に向けた労働環境の整備、家庭・地域活動の環境整備を図り、情報提供や広報、啓発に努めます。

また、上記の環境整備に向けて取り組む町民・事業者・教育関係者等の活動を支援します。

①仕事と生活の調和が実現できる労働環境の整備

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
93	**労働時間の短縮や週休２日制の促進**	労働時間短縮、週休 2 日制の導入についての啓発を事業主や企業等に働きかける。	前期	継続	産業課
94	**定時退庁・定時退社キャンペーンの実施**	仕事を終えて定時に家へ帰るキャンペーンを実施する。	前期	継続	企画財政課 産業課
95	**優良事業所の顕彰・支援**	多様な働き方を支援する※ファミリー・フレンドリー企業等の普及啓発を図り、更に顕彰・支援する。	後期	新規	企画財政課 産業課

②仕事・家庭・地域活動等が両立できる環境整備

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
96	**ワーク・ライフ・バランスに関する啓発**	※ワーク・ライフ・バランスに係る講演等を実施する。	前期	新規	企画財政課 産業課
97	**家庭生活と職業生活の両立のための情報提供**	パンフレットや講座等によって、家庭における責任をすべての人が担うことについて啓発を行う。	前期	継続	企画財政課 産業課

基本理念

7．国際社会における取り組みとの協調

施策の柱	具体的施策
（1）国際的視野をもった男女共同参画の支援	①男女共同参画推進のための国際理解・協力

我が国における男女共同参画推進の様々な取り組みは、国際的な動きと共に進められてきました。（資料編の男女共同参画社会形成の動向を参照）

西原町『条例』の周知と共に、外国人にも配慮しつつ、世界的な動向、国際規範、基準などの学習・啓発の機会をつくります。

①男女共同参画推進のための国際理解・協力

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
98	**国際的視野に立った学習機会の充実**	ジェンダー問題を国際的な視点から見つめ直すため、国連や各国の動き等国際的な動きについての学習機会を設ける。	後期	新規	生涯学習課 企画財政課

施策の柱	具体的施策
(2) 平和に向けた文化・国際交流の推進	①平和・文化・国際交流の推進

西原町は、第二次世界大戦・沖縄戦で住民の約半数が犠牲になった経験を踏まえて、西原町まちづくり基本条例に「平和な世界創造をめざし、平和活動を推進する」ことを掲げています。

一人ひとりが国際社会の構成員として、西原町の地域社会文化を大切にし、国際的視野に立った交流活動、学習ができるよう支援します

①平和・文化・国際交流の推進

事業 No.	事　業　名	事　業　説　明	実施時期	分類	所　管
99	**「非核反戦平和都市宣言」の普及と関連事業の推進**	平和事業を推進する。	前期	継続	企画財政課

第 6 章

実現に向けて

第6章　実現に向けて

1　町及び町民等の協働

※西原町男女共同参画推進条例第 4～9 条抜粋

西原町の『条例』では、第４条で条例の実現を協働で行うことを明示し、第５条で町行政としての役割と責務、第６～９条では、町民・事業者・教育関係者・各種団体のそれぞれの分野の立場による役割と責務を次のように示しています。

（町及び町民等の協働）

第４条 町及び町民等は、それぞれの主体的な取組み及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

（町の責務）

第５条 町は、第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（ 積極的改善措置を含む。以下同じ。）を実施する責務を有する。

２　町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、国、県、町民等と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。

３　町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（町民の責務）

第６条 町民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条 事業者は、基本理念に基づき、すべての人が性別にかかわらず職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

２　事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第８条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に果たす教育の必要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、教育を行うよう努めなければならない。

（各種団体の責務）

第９条 各種団体は、基本理念に基づき、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が性別にかかわらず参画する機会を確保するよう努めなければならない。

２　各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 計画の推進体制

施策に関する調査、研究

男女共同参画審議会

構成　学識経験者・各種団体代表・町民等９人以内

役割　・「男女共同参画の推進」「女性問題解決のための諸施策」「その他町長が認める事項」について調査審議

さわふじプラン地域推進委員会

構成　地域推進委員　２５人以内

役割　・地域、家庭及び職場における男女共同参画に係る調査研究
・施策の推進やネットワークづくり等の協力

男女共同参画推進本部

本　部

構成　町長・副町長・教育長・各部長

役割　・基本理念に基づき施策を実施
・国、県、町民等との相互の連携と協力
・施策を実施するために必要な財政上の措置
・毎年度男女共同参画に関する施策の推進状況について公表

作業部会

構成　各課課長等

役割　・第三次西原町男女共同参画計画の施策の実施
・毎年度進捗状況の把握

町及び町民等の協働

教育関係者

役割　・男女共同参画推進に果たす教育の必要性を認識し、個々の教育本来の目的を実現できるよう教育

各種団体

役割　・方針の決定、計画の立案においてすべての人が性別にかかわらず参画する機会を確保

町　民

役割　・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で推進

事業者

役割　・性別に関わらず職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動の両立に向けた職場環境整備

3　さわふじプラン地域推進委員会の充実

男女共同参画社会の実現をめざす「第三次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」の効果的な推進を図るために、広く町民の協力を求めます。

そのために、町民からの意見・情報交換ができる場をつくり、男女共同参画の視点を持ったまちづくりを促進するために「さわふじプラン地域推進委員会」が設置されています。

運営にあたっては、社会状況の変化やニーズの多様化に対応し、広い分野・世代の町民等がネットワークして実現できるよう、本計画推進の過程で創意工夫に努めます。

町と町民等の協働

さわふじプラン地域推進委員会

構成　町民・事業者教・教育関係者・各種団体等の幅広い分野・世代

役割　男女共同参画社会の実現をめざす「第三次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」の効果的な推進を図るために、下記事項の協力
- ●調査・研究（男女共同参画について学び、伝える）
- ●施策の推進（地域、家庭及び職場での実践）
- ●ネットワークづくり（総合的、効果的な計画の推進）

男女共同参画推進本部

本　部

構成　町長・副町長・教育長・各部長

役割
- ・基本理念に基づき施策を実施
- ・国、県、町民等との相互の連携と協力
- ・施策を実施するために必要な財政上の措置
- ・毎年度男女共同参画に関する施策の推進状況について公表

作業部会

構成　各課課長等

役割
- ・第三次西原町男女共同参画計画の施策の実施
- ・毎年度進捗状況の把握

資 料 編

1、計画策定の経過

2、計画策定の様子 (第三次さわふじプラン策定お便り)

3、調査研究のまとめ

（1）第１回基礎講座及びワークショップのまとめ
（2）第２回基礎講座及びワークショップのまとめ

4、国及び西原町の関係法令

（1）男女共同参画社会基本法
（2）西原町男女共同参画推進条例
（3）西原町まちづくり基本条例
（4）西原町男女共同参画計画推進本部設置規程
（5）西原町男女共同参画審議会規則
（6）さわふじプラン地域推進委員会設置要綱

5 、委員名簿

（1）第三次男女共同参画計画審議会名簿
（2）さわふじプラン地域推進委員会名簿

6、男女共同参画社会形成の動向（年表）

7、用語解説

1 計画策定の経過

2012（平成 24）年に委員の公募、業務の委託、行政及び受託事業者による事務局設置等で、作業が始まりました。10 月に審議会設置、審議会会長の選任、町長から審議会への諮問をし、翌年 2013 年（平成 25 年）3 月に答申を受けるまで、下記のような調査研究・作業を踏まえて、「第三次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」を策定しました。

2012（平成 24）年	
10 月	・審議会発足 ・町長から、審議会へ「第三次西原町男女共同参画計画策定について」諮問（5 日） ◇第 1 回審議会開催（5 日） （審議内容：諮問事項、策定実施要項、庁内推進本部及び審議会の役割、スケジュール） ・『第三次さわふじプランお便り』第 1 号発刊、町ホームページにて公開
11 月	◇第 2 回審議会開催（2 日） （審議内容：計画の背景、基本的考え方、第二次計画事業計画の評価、重要課題の設定） ・『第三次さわふじプランお便り』第 2 号発刊、町ホームページにて公開 ◇庁内推進本部（三役・各部長）と審議会との意見交換会開催（30 日） （内容：第三次西原町男女共同参画計画の具体的事業の評価） ・第 1 回基礎講座及びワークショップ開催（30 日） 講師：審議会会長 大城貴代子氏 （講座テーマ：男女共同参画社会をつくるには、ワーク･ライフ･バランス、女性の就業・起業） （テーマについて、10～70 代およそ 30 名によるワークショップで意見聴取及び情報共有） ・『第三次さわふじプランお便り』第 3 号発刊、町ホームページにて公開
12 月	◇第 3 回審議会（14 日） （審議内容：第二次計画事業内容の評価、重要課題の設定、計画の基本理念、施策の柱） ・第 2 回基礎講座及びワークショップ開催（14 日） 講師：審議会委員 矢野 恵美氏 （講座テーマ：ＤＶ、男女共同参画社会をつくるには） （テーマについて、10～70 代およそ 30 名によるワークショップで意見聴取及び情報共有） ・『第三次さわふじプランお便り』第 4 号発刊、町ホームページにて公開

2013（平成 25）年	
1 月	◇第 4 回審議会開催（18 日） （審議内容：計画の体系、計画の具体施策と事業内容、ワークショップでの意見聴取のまとめ） ・『第三次さわふじプランお便り』第 5 号発刊、町ホームページにて公開
2 月	◇第 5 回審議会開催（12 日） （審議内容：計画書構成、もくじ編成、重要課題と重点施策） ◇第 6 回審議会開催（27 日） （審議内容：第三次計画書案、答申書案） ・『第三次さわふじプランお便り』第 6 号発刊、町ホームページにて公開
3 月	・さわふじ地域推進員会による意見交換会（12 日） ◇第 7 回審議会開催（26 日） （審議内容：第三次計画書案、答申書案） ◇町長へ答申 ・『第三次さわふじプランお便り』第 7 号発刊、町ホームページにて公開

2 計画策定の様子

第三次西原町男女共同参画計画の策定の様子と概要を策定に関わっている人や直接関わっていない人達及び行政職員等に幅広く伝えるために、『第三次さわふじプランお便り～プラン策定の様子をお知らせします～（以下、「お便り」という）』を毎月一回程度、7 回発行されました。また、この「お便り西原町ホームページに掲載することにより、町内外に公開しました。

この「お便り」では、「男女共同参画社会の言葉の意味（定義）」や「西原町男女共同参画推進条例の概要」「審議会の協議概要」「基礎講座及びワークショップ」「庁内推進本部と審議会との意見交換」等の様子を伝えています。

「お便り第１～７号」までの一部抜粋した記録をもとに、計画策定の様子を報告します。

▽毎月一回程度発刊されたお便り全７刊

▽西原町のホームページに掲載し、町内外に公開

※「お便り」第１号から抜粋

『第三次さわふじプランお便り』

（第三次西原町男女共同参画計画）

～プラン策定の様子をお知らせします～　　**（2012 年 10 月 12 日発刊）No.1**

「お便り」の目的

このお便りは、第三次さわふじプラン策定の様子と概要を、策定に携わっている事業関係者や西原町民に、わかりやすく伝えるための『お便り』です。

「お便り」の活用

このお便りは、平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月までの期間、毎月 1 回程度発刊されます。

策定に関わっている事業関係者（審議会委員・さわふじプラン推進委員など）には、郵送にてお届けします。

また、行政職員やワークショップ（公開講座）参加者、西原町民には、このお便りの内容を『西原町ホームページ』にて公開いたします。

「第三次さわふじプラン」とは?

西原町は「西原町男女共同参画推進条例第 13 条」に基づき、地域や家庭、職場など、日々の暮らしの中で、年齢や性別で差別されたり不愉快な思いをすることなく、お互いを尊重しあい、安心して生活できるまちづくりを目指しています。

この計画は、上記のまちづくりを計画的かつ総合的に実施するためのプランです。『さわふじ』の名称を第一次計画から継承することが第 1 回目審議会で決まりました。

この計画の上位規程となるのが、次の 2 つの条例です。シリーズでご紹介します。

✍西原町男女共同参画推進条例

西原町では、県内の町村に先駆け平成 4 年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定、また平成 16 年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入しすべての人が尊重されるまちを目指してきました。しかし、まだ多くの克服すべき課題が残されており、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例(平成 24 年 3 月 29 日条例第 9 号)を制定します。

✍西原町まちづくり基本条例

地方分権が進み、地域のことは地域で決める ということになりました。どんなまちにするのかを自分たちで考え、選択・決定する必要があります。

町民、事業者、議会、行政が互いに尊重し協力して進めそれぞれが互いの役割を理解し、力を合わせてまちづくりを進めていくための共通のルールが西原町まちづくり基本条例(平成 24 年 3 月 29 日条例第 8 号)です。

第１回審議会

委嘱状交付

✿上間明町長より、委員一人ひとりに委嘱状が交付されました。

（構成）

・学識経験者（大城貴代子、矢野恵美）
・女団協（小波津ミヱ子、浦崎成子）
・商工会（大城助徳）
・自治会長会（屋比久　満）
・町ＰＴＡ連合会（大城　剛）
・公募委員（津波古 和、金城秀和）
（男性４名　女性５名　計９名）

町長あいさつ

上間 明町長

✿西原町長の上間でございます。

西原町は平成４年当時、国内法で計画策定の義務付けが無い中、県内４番目に「西原町女性行動計画」を策定しました。

国の男女共同参画基本法の制定を踏まえ、第二次計画からは女性行政から男女共同参画へと概念が変わりました。

第三次計画を策定するにあたって、町民公募委員として男女１名ずつ参加されています。

女性の立場だけでなく、男性の立場からも積極的な発言を期待しております。

審議会会長あいさつ

大城貴代子会長

✿皆様のご推挙で、再び指名を受け、喜んでお引き受けしたいと思います。

「懇話会」から「審議会」へ格上げとなり、計画策定に係る諮問を町長から受けました。来年３月までに答申することになっております。

昨年度は男女共同参画推進条例制定に向けて皆で議論した経緯がありますので、先駆的な行動計画ができるものと期待しております。

審議内容

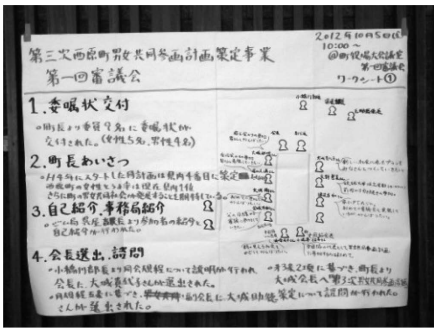

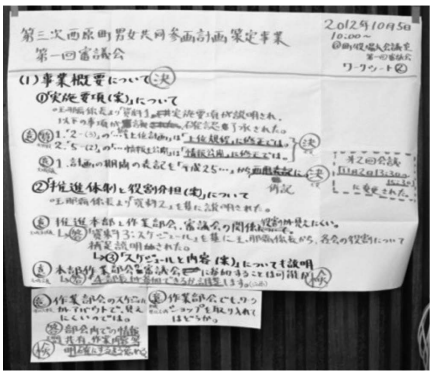

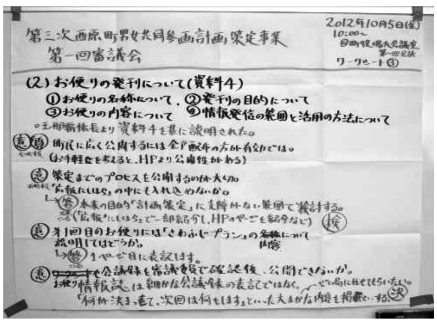

✿以下の（1）、（2）について審議されました。

（1）事業概要について

①「実施要項（案）」について

②「推進体制と役割分担」について

③「スケジュールと内容」について

（2）お便りの発刊について

①お便りの名称について

②発刊の目的について

③お便りの内容について

④情報発信の範囲と活用の方法について

✿協議内容（決定事項）

計画の目的、期間、名称、策定スケジュール、策定体制、役割分担などが決められました。

また策定事業に参加できない多くの町民の方々にも審議の様子や経過をお知らせするために、第三次さわふじプランお便りが、10 月～3 月の間に、6 回程度発刊され、西原町ホームページにも公開することが決まりました。

✿協議内容（再検討事項）

・庁内作業部会のスケジュール内容を調整して分かりやすく提示する。

・重要課題やワークショップ（公開講座）のテーマは、第二次計画の評価・分析を踏まえて設定する。

・「住民目線と行政の目線」双方の立場からの声が取り上げられるように工夫する。

※「お便り」第２号から抜粋

第２回審議会

審議内容

（１）スケジュールと内容について

第１回審議会の保留事項「スケジュールと内容」について、事務局より、再提出され、確認了承されました。

また、男女共同参画推進本部の体制について事務局より、下記の説明がありました。

本　　部：町長、副町長、教育長、各部長
第三次西原町男女共同参画計画の策定に関わるすべての決定機関。

作業部会：各課課長等
第二次西原町男女共同参画計画の評価、分析や調整。

（２）「第二次計画の評価」について

推進本部で評価した９１事業を更に審議会で評価・検討されました。

行政の評価と一致しない事項については事務局で再検討し、次回で再確認されることが決まりました。

第二次計画の事業評価を踏まえ、第２回審議会では次の３つの重要課題が設定されましたが、引き続き残る課題も次回の審議会で検討されることになりました。

なお、これらの重要課題は審議会だけでなく、11 月 30 日から始まるワークショップや公開講座でも広く町民の声を集める機会をつくり、第三次計画に反映させることが決まりました。

「ワーク・ライフ・バランス」

「女性の就業、起業」

「ＤＶ」

「その他」※検討中

（３）第三次計画書素案について

事務局から第３次計画書素案について、以下の内容が説明されましたが、質疑応答は次回の審議会で行うことになりました。

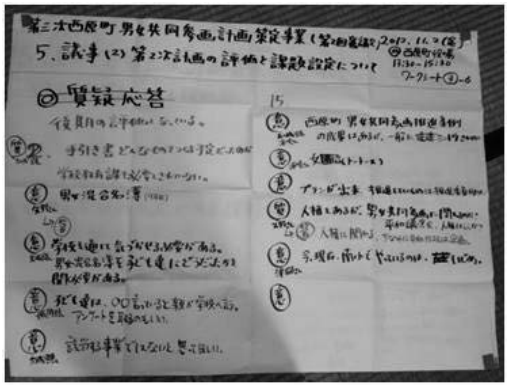

・もくじ案、
・第Ⅰ章　計画策定の背景、
・第Ⅱ章　計画の基本的考え方
（第Ⅲ、Ⅳ章は第３～６回審議会で検討予定）
・資料編

※「お便り」第３号から抜粋

審議委員と庁内推進本部との意見交換

意見交換の趣旨

（西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）の総合的及び効果的な推進を図るために、庁内推進本部が設置されています。また、その推進本部長である町長は計画を定めるにあたっては、審議会の意見を聴かなければならないことが町男女共同参画推進条例で定められています。

第２回（西原町男女共同参画計画）審議会では、上記の庁内推進本部・作業部会から出された「第二次男女共同参画計画の評価表」について審議されました。その結果、庁内からの評価と審議会からの評価が一致しない事項も出てきました。

そこで、審議会から「委員と推進本部との意見交換の機会をもってほしい」との要望があり、意見交換されました。

庁内推進本部からは副町長、総務部長、福祉部長、建設部長、教育部長が参加し、「第二次計画の評価」について、行政の視点、審議会の視点それぞれから活発な意見が出されました。

第二次さわふじプランの評価

第二次さわふじプランの具体施策を実現するための９１事業項目のうち、下記の事項について意見交換されました。

- □ 児童生徒に対する男女平等教育の推進～男女平等教育の手引書の作成
- □ ジェンダーフリーの学校教育の推進～男女混合名簿の実施
- □ 男女共同参画条例の制定～条例制定に向けた調査・研究
- □ 人権擁護に関する意識啓発～学校教育における人権尊重教育
- □ リプロダクティブヘルス／ライツの普及～学校教育における性と健康に関する教育
- □ ドメスティック・バイオレンス等に関する意識の啓発～学校におけるドメスティック・バイオレンス等に関する教育
- □ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画策定～検討委員会の設置
- □ 女性に関する文化事業の展開～女性史の調査・研究・発刊
- □ 男女共同参画に関する調査・研究の推進～ジェンダーや男女共同参画に関する学術的連携
- □ 男女が働きやすい職場づくりの推進～優良企業等の推奨及び啓発
- □ 防災（災害復興）対策の推進～ジェンダーの視点によるマニュアル作成・学習会
- □ 推進体制の強化～男女共同参画拠点機能の拡充・庁内体制の充実・町民や関係機関等とのネットワーク強化

基礎講座とワークショップ

男女共同参画計画の基礎知識を学ぶ

審議委員、地域推進委員、町民等およそ 30 名の参加で、第三次計画に向けた重要課題について基礎講座を下記の内容で講話をし、それに対して質疑や意見交換をしました。

△ 基礎講座講師の大城貴代子さん

講座の概要

・西原町における「さわふじプラン」の経緯と実績
・町男女共同参画推進条例の趣旨と基本理念
・男女共同参画社会基本法の５つの基本理念
・国の第三次男女共同参画基本計画の特徴
・国際的にみる女性の状況（2011 年国連開発計画より）
・仕事と生活の調和～就業の分野における男女共同参画
・ジェンダーの視点を「さわふじプラン」に生かすには

第三次さわふじプランに向けて重要課題をワークショップで探る

基礎講座を踏まえて「ワーク・ライフ・バランス」と「女性の就業、起業」をテーマにワークショップをしました。１０代～２０代のグループ、３０代～７０代のグループに分かれて、テーマに対する意見を出し合いました。また、各グループで出た意見をまとめ、互いに発表しあうことで、幅広い世代の認識を深めました。

同じテーマでも、世代や経験によって認識が違うものもありましたが、共通の意見として出てきたのが、「性別による固定的な役割分担意識を無意識のうちに習慣化している」ことでした。

※「お便り」第４号から抜粋

第３回審議会

主な協議内容

✿第二次さわふじプランの評価
・推進本部との意見交換に係る記録を確認

✿第三次さわふじプラン策定に向けた重要課題の設定
・「ワーク・ライフ・バランス」「女性の就業、起業」「ＤＶ」「男女共同参画社会をつくるには」に決定

✿第三次さわふじプランの内容
・計画書素案「第Ⅰ章計画のあゆみ」
・計画の「基本理念」「施策の柱」の内容

第三次さわふじプランの計画の「基本理念」「施策の柱」（案）

［基本理念］　　［施策の柱］

１．すべての人の人権の尊重
（１）人権尊重の推進
（２）配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶

２．互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重
（１）リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進
（２）生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進

３．あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現
（１）男女共同参画に関する意識啓発の推進
（２）男性及び子どもに向けた意識啓発の推進
（３）男女共同参画に関する大学等との連携・協力

４．社会における制度または慣行についての配慮
（１）家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進
（２）すべての人が安心して暮らせる環境の整備

５．政策や方針等の立案及び決定への共同参画
（１）政策・方針決定過程への更なる女性の参画促進
（２）女性の就労環境の整備
（３）推進体制と拠点機能の強化

６．家庭生活における活動と他の活動の両立
（１）雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保
（２）育児及び介護を支える環境づくり
（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

７．国際社会における取り組みとの協調
（１）国際的視野をもった男女共同参画の支援
（２）平和に向けた文化・国際交流の推進

基礎講座とワークショップ

男女共同参画計画の基礎知識を学ぶ

審議委員・地域推進委員・町民等 34 名の参加で、「ＤＶ（ドメスティックバイオレンス)」のテーマを中心に基礎講座を開催し、それに対して質疑や意見交換をしました。

△ 講師の矢野 恵美さん

講座の概要

- ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）とは
- 他の暴力とは何が違うのか
- 加害者はなぜ暴力をふるうのは
- 女性に対する暴力が多いのはなぜか
- ＤＶの種類（身体的・精神的・性的）
- 暴力のサイクル～繰り返されるＤＶ～
- ＤＶ介入の難しさ～加害者側から、被害者側から～
- 日本の法律とその問題点

［参考資料］
『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要』
（内閣府男女共同参画局）
※サイト：http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html

第三次さわふじプランに向けて重要課題をワークショップで探る

基礎講座を踏まえて「ＤＶ」と「男女共同参画社会をつくるには」の重要課題を中心にワークショップをしました。10 代～20 代のグループ、30 代～70 代のグループに分かれて、日頃感じている疑問や意見を出し合いました。さらに、各グループで出た意見をまとめ、互いに発表しあうことで、幅広い世代の認識を深めました。

同じテーマでも、世代や経験によって認識が違うものもありましたが、共通の意見を以下にまとめました。

「ＤＶという言葉は聞いたことはあるが、用語の意味、法律の内容まで知らなかった。学べてよかった」

「“男女共同参画社会”という言葉は難しく聞こえる。日々の暮らし、仕事の中で起こっている具体的な課題を“言葉”にしてみんなで話し合って解決していける広報周知、研修、情報交流の機会をつくることが大切」

※「お便り」第５号から抜粋

第４回審議会

主な協議内容

✿計画策定の進捗状況を確認

・計画書案の「もくじ」を基に、これまで審議された事項と今後の審議の流れを確認しました。

✿今後の審議スケジュールを確認

・上記の進捗確認を踏まえ、次回の第５回審議会まで「計画の体系」「具体的施策の内容」「重点施策」「実現のしくみ」を審議し、第６～７回審議会で答申案をまとめることが確認されました。

✿協議の留意点を確認

・今回の審議事項を協議するにあたり、下記の留意点が確認されました。

◆審議会として「第三次計画策定にあたっての基本的考え方」「庁内推進本部による第二次計画評価に対する意見・要望」「ワークショップによる調査研究の声を反映した第三次計画に対する意見・要望」「第三次計画の重点施策に対する意見」などの事項を柱に、答申をまとめる。

◆今回の審議会では、計画の全体体系を俯瞰しつつ、「具体的施策と事業内容」と「施策のねらいと背景」を検討、審議する。

✍第１回「基礎講座及びワークショップ」参加者の声✍

・テーマ「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「女性の就業、起業」「男女共同参画社会をつくるには」に対する参加者の声をご紹介します。

・「男女の平等」から「働き方の多様化」という答えが導かれたのが今日の良い気づきだった。それは女性だけでなく男性にとってもプラスになることなので。

・男女平等という観点から見ているとやはり、女性は仕事もしたいけど、育児にもちゃんとやりたいということを生の意見として聴けた。８時間勤務固定ではなく、個人に応じて勤務時間を調整出来る制度を導入すべきだと感じました。

・私はまだ働いていなく、そこまで男女比や差別についてなどあまり考えていなかったが、話をしていくうえで、いろんなことがあることがわかった。これを働く前の若い人達にも教えることで意識の変化に繋げることが出来るのではと思いました。

✿「具体的施策と事業内容(案)」について協議

・計画の「具体的施策と事業内容(案)」について、委員より以下の意見が出ました。この意見を基に、計画内容が検討、修正されます。

◆「具体的施策」の説明様式をもっと工夫、改善してもらいたい。

◆「男女共同混合名簿」「情報リテラシー」に関する記載がないので、それを検討して追加してもらいたい。

◆母子・父子家庭に対する支援を配慮してもらいたい。

◆数値目標が入れられるところは、目標値を入れてもらいたい。

◆個々の事業内容は「具体的施策の実現につながり、ひいては基本理念の各項目につながるか」という視点で策定してもらいたい。

◆男女共同参画社会のまちづくりネットワークをどのように強化するか。西原町は基本条例をつくったものの、その関係者が高齢化あるいは現役を退いており、次世代が育っていない。「さわふじ推進委員」のあり方や役割も見直し、工夫しないといけない現状である。

◆全体的にみると、教育行政が弱い。人権や男女共同参画社会の意識啓発は教育が基本となるので、教育行政の役割は大きい。

育休をとったときの周りの目が気になったり、今のポストがあるかもわからない。そのような労働条件があるから、男性は育児休暇などがとれないのではないか。男性側の労働条件の改善も必要である。育児休暇を男性も取ることを義務づけたり、男女の比率を半々にするといったことを強制的にしていくことが今の先入観を変化させていくキッカケになる。

・政策や制度を作ることも１つの手段だが、問題の根底にある「人々の意識」を変えるという意味でも、このような場をたくさん設けるといいと思

※「お便り」第６号から抜粋

第５～６回審議会

重要課題に対する重点施策

第二次『計画』評価から出た重要課題に対して、第三次『計画』では、以下の施策を重点的に取り組みます。

これらの重点施策は、国や県の動向、町民を対象にした調査研究（ワークショップ）等を踏まえ、第三次『計画』に反映しました。

重要課題

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）をなくすには

重点施策

◇ 配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶

△重要課題に関する基礎講座の様子

重要課題

男女共同参画社会をつくるには

重点施策

◇ 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進

◇ 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進

◇ 推進体制と拠点機能の強化

重要課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るには

重点施策

◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重要課題

女性の就業、起業を促進するには

重点施策

◇雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保

△重要課題に関するワークショップの様子

計画の体系と具体的施策

西原町『条例』に規定されている基本理念の項目に基づき施策の柱をたて、方向性やねらいを定めました。

これらの理念や施策の柱に基づき、具体的施策と事業内容を策定しています。なお、事業内容については、実施時期（前期５年間か後期５年間）、分類（第二次『計画』からの継続事業か第三次『計画』からの新規事業）、所管（事業担当課）を協議し、委員の意見をまとめました。

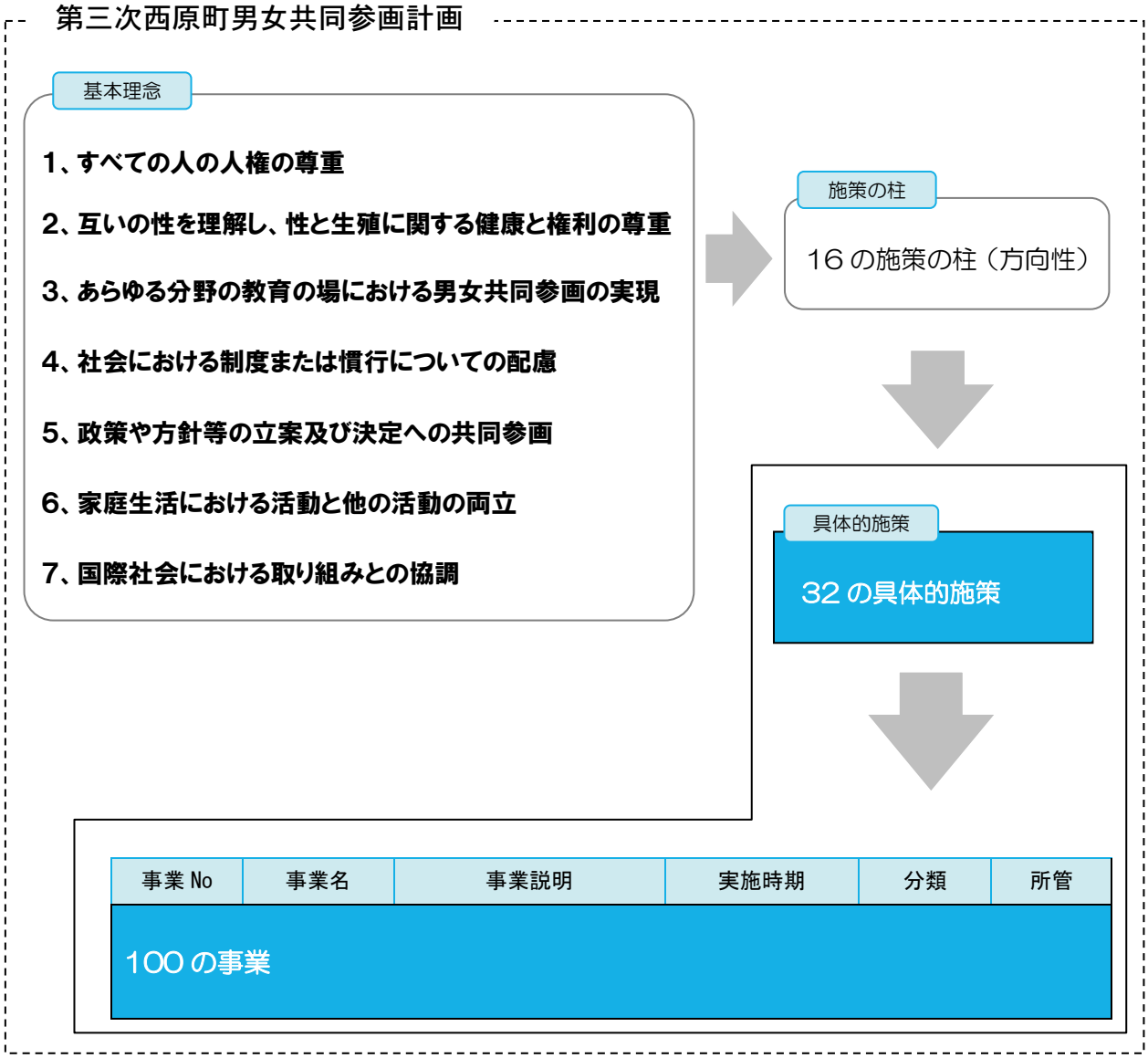

※「お便り」第７号から抜粋

第７回審議会

これまでのまとめと報告

✿これまの審議をふり返り、第三次計画書案について確認しました。

✿３月１２日に行われた「さわふじプラン地域推進委員会」の概要について報告されました。

▽答申案をプロジェクタースクリーンで協議している様子

答申について

✿大城貴代子審議会会長が作成した答申案をプロジェクタースクリーンで確認しながらその場で意見をとり、修正しました。

✿第７回審議会終了後、引き続き町長室にて「第三次男女共同参画計画（案）」について答申しました。
※次ページに答申内容を掲載しています。

▽審議会から町へ答申の様子

第三次計画策定を終えて～

（審議委員の声を紹介します）

基礎講座及びワークショップの開催や策定の経過を知らせるお便りの発行等計画をつくる過程が大切にされていた。
推進条例の制定に引き続き第三次行動計画の策定、大変お疲れ様でした。
西原町が真の男女共同参画社会として発展することを祈念しています。

西原町男女共同参画審議会の委員として関わることが出来て、色々な事を学びました。基本的な単語の意味から専門的な世の中の問題など知ることができました。
この学びを今後につなぎ、さらに学んで活かしたいです。

男女混合名簿については、町内で終わらせることなく、町外に発信してもらいたい。
この審議会は県内でもトップクラスの有識者２名の他、町内各団体、公募委員が参加し、８回にわたり会議が開かれた。とても熱心な会議だったと思う。

第一次計画策定から 20 年。町民が計画を評価するべき段階にきていると感じた。
この計画が実りあるものになるためには、担当人員増の配慮が必要だと思う。
次世代につなげる転換期にきており、政策として力を入れる必要がある。

審議会に初めて参加し、毎回気をぬくことなく勉強させて頂きありがとうございました。
この計画を広く町民に伝えていくために、これからも男女共同参画に関する広報活動をがんばります。

町行政区自治会長会から委員として参加した。自治会の活動で、男女共同参画社会の状況を見てみると、60 代以上の世代と 30～40 代の世代では認識が違う。
若い世代ほど、男女共同の意識が広まっている。自治会活動でも、工夫して取り組めるのではないかと思う。

審議会から町長への答申

平成 24 年 10 月 5 日付けで町長から審議会への諮問（第三次西原町男女共同参画計画策定について）について、平成 25 年 3 月 26 日に答申された内容です

「第三次西原町男女共同参画計画（案）」について

答　申

西原町におかれましては、第二次男女共同参画計画に沿って町民の意識啓発に努力され、学校における混合名簿の実践や推進条例の制定など県内市町村の中でも「男女共同参画推進指数」がトップレベルを維持していることは高く評価し、感謝を申し上げます。

さて、第三次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～の策定にあたっては、審議会や庁内推進本部との意見交換会など 8 回に亘りこの間の実績を検証いたしましたところ、達成したもの、未達成のもの、そのほか着手されていないもの等も見られます。

また、推進条例は制定されたものの、町民・事業者・教育関係者・各種団体等への浸透や推進組織の連携が弱く、また、日常の活動の中で町民への意識が十分に浸透されているか疑問の残るところであり、推進体制等にはなお一層の努力が必要と思料されます。

そこで、審議会としては、今後 10 年間で取り組んでほしい 7 つの基本理念、16 の施策の柱、32 の具体的施策等を別添のとおり「第三次西原町男女共同参画推進計画（案）」をまとめ、下記の意見を附して答申いたします。

つきましては、この計画案に沿って、西原町の男女共同参画のまちづくりを推進されますことを切望いたします。

記

1. 重要課題、重点施策の実現
1. 具体的施策における数値目標の設定
1. 推進体制の強化を図るため、担当部署と「さわふじプラン地域推進委員会」の充実
1. 推進条例の目的達成に向けた、広報啓発（フェスティバル等のイベント）事業実施
1. 高校・大学等との連携による男女平等教育（混合名簿等の拡充）の推進
1. 男女共同参画推進の活動拠点の早期整備
1. 具体的施策の実現に向けた財政の確保

－ 3 －

3 調査研究のまとめ

第二次西原町男女共同参画計画の評価から、重要課題を次の４つに絞りました。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「女性の就業、起業」「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」「男女共同参画社会をつくるには」

それらの重要課題をテーマとして、基礎講座やワークショップを開催しました。

基礎講座では、資料や講話を基に、正しい知識を習得し、共通理解を深めました。また、ワークショップでは、基礎講座を踏まえながら、日頃思っている疑問や意見等を出し合い、情報を共有し、意見をまとめました。

審議会及び庁内推進本部では、ワークショップから出た意見や声も配慮しつつ、第三次西原町男女共同参画計画に反映させています。

第１回基礎講座及びワークショップ

日時：2012 年 11 月 30 日(金)19：00～21：00

場所：西原町役場２階　大会議室

参加者：審議会委員・さわふじプラン推進委員・町民

テーマ：「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「女性の就業、起業」
「男女共同参画社会をつくるには」

講師：大城貴代子氏（第三次男女共同参画計画審議会会長）

第２回基礎講座及びワークショップ

日時：2012 年 12 月 14 日(金)19：00～21：00

場所：西原町役場２階　大会議室

参加者：審議会委員・さわふじプラン推進委員・町民

テーマ：「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」「男女共同参画社会をつくるには」

講師：矢野恵美氏（第三次男女共同参画計画審議会委員）

（１）第１回基礎講座及びワークショップのまとめ

講話の概要（講話レジュメより抜粋）

「男女共同参画社会の流れ」

第二次世界大戦後は日本国憲法が制定され、男女平等が謳われている。しかし、戦前は、男女差別が公然とあった。

日本は世界（国連）の動きに背中を押されて、徐々に男女平等が推進され、1999年からは男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題と位置づけ、男女共同参画社会基本法が制定された。男女が参画できる社会。そして、責任を男女共にとる社会を目指している。西原町は女性議員の比率が高いなど、県内のなかでも男女共同参画社会が進んでおり、2012年市町村の男女共同参画指数は県内一位である。

・1975年　国連では国際婦人年とし、平等、開発、平和を目標とした「世界行動計画」を採択
・1985年　国連の動きを受けて、日本は国連が定めた「女性差別撤廃条約」に批准
・1999年　「男女共同参画社会基本法」公布、施行
・1992年　「西原町女性行動計画～さわふじプラン～」策定
・2003年　「第二次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」策定
・2012年　「西原町男女共同参画推進条例」制定

「ワーク・ライフ・バランス」「女性の就業、起業」

女性は家庭で子育て、男性は働くのがあたりまえという古い考えが根強く残っている。男性女性ともに、家庭と仕事が両立できて、お互いが助け合い、いきいきと生きていける社会が必要である。女性が求めていることは、子育てをしながら働き続ける制度の実現。男性がどのように育児休暇を取るか、女性が起業することで女性の雇用をつくる。

「仕事と生活の調和～就業の分野における男女共同参画～」

M字カーブ問題の解消・・・結婚、出産、子育て期に仕事を中断
管理職に占める女性の割合・・・国の目標は2020年までに30%
13.7%(厚労省22年)　課長相当7.0%
男女の賃金格差・・・女性300万円以下が67.2%　700万超2.9%
男性300万円以下は25.1%　700万超17.6
(23年男女共同参画白書)
継続就業する上で必要な事項・・・①子育てしながらでも働き続けられる制度や職場環境
②やりがいが感じられる仕事の内容
多様な働き方の普及・・・短時間労働者の賃金水準は非常に低い
男性の家事・育児参画の推進・・・低い男性の育児・介護休業取得率
女性87/8%,男性2.63%(厚労省平成23年度)
地域活動への参画・・・活動に参加する時間がない、興味がわかない、参加するきっかけがえられないこと
女性の起業支援・・・商工会、NPO等(サービス業、農漁業、福祉、教育分野)

ワークショップの記録

テーマ：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

少子高齢化や家族形態が多様化する家庭の状況の変化、社会経済の低迷による雇用・労働環境の悪化、性別の固定的な役割分担による女性への家事、育児、介護の負担などの現状が出てきました。

これを改善するためには、これまでの固定的な役割分担を払拭して、男女で話し合い、男女ともに家庭も仕事も大切にできる生き方の重要性を認識することが重要である。また、それらを行政・事業者・地域など、社会全体で支えていける環境の整備が必要であること等が要望として出されました。

【ワークショップから出てきた現状】

◇女性は家庭で子育て、男性は働くのが当たり前というこれまでの考えが根強く残っている。一方、若年世代は、労働時間の増加や正規雇用の減少などに伴い、男女共働きをしなければ、生計が成り立たない現状もある。

◇男性は長時間働くのが当たり前の社会意識が根強い。一方、女性は出産や育児があるので「育児か仕事かの二択」をせざるを得ない現状である。

◇男性は“家庭よりも職場を大切にする”という“男らしさ”を求める企業風土がまだある。日本の男性の育児休暇取得率は３％弱である。しかし、ノルウェーやスウェーデンでは約８０～９０％の男性が育児休暇を取得している。育児休暇を取得する時の周りの目が気になることや復帰後に今のポストがあるかわかならいといった不安から自己規制してしまう不安定な労働条件がある。

◇大学卒業して企業に勤めたが、連日帰りが夜中に近かった。現在は退職して、行政で臨時職員として勤めている。労働時間は解消されたが、非正規社員の賃金水準がとても低い。

【現状に対する要望や意見】

◆女性の就業意識を高めること。また、男性も育児意識を高め、パートナー同士で話し合うことが大切である。

◆仕事も子育ても両立したいと思い勤めたが最近退職した。４～５時間の勤務で仕事も子育ても両立できて、やりがいのある仕事ができれば理想的だ。

◆働き方を見直し、時間より労働の質を大切にする「評価や働き方」を創る必要がある。

◆男性も家事、育児、地域活動に参加できるきっかけを行政サービスや地域社会でつくる。一人ひとりの意識の変革と社会整備、制度の改善が必要である。

◆多様な働き方、生き方が選択でき、男女ともに力を合わせて個々の能力を発揮するためには、労働時間、社会環境の改善が必要だ。最も今深刻なことは、短時間労働者の賃金水準が低いことである。

テーマ：女性の就業、起業

雇用の分野においては、改正「男女雇用機会均等法」の施行など法制度の整備は進みつつありますが、給与は依然低い水準にあります。また、就業しても、出産育児があるので、無理な仕事をしたくない、昇進をして管理責任のある立場を選びたくないという現状があります。一方、30～40 代の男性からは「女性自身の自覚と行動力が伴っていないのではないか」との意見が出ましたが、それに対して女性からは「女性が自らの権利のみではなく責任の分担も意識して行動しなければ、男女がともに力を合わせて就業や企業の環境づくりをすることは難しい」との意見も出ました。

【ワークショップから出てきた現状】

◇女性の高学歴化によって、また、情報知識の習得の高さから、高い職業能力を持つ女性が増えている。

◇しかし、結婚、出産、育児などにより、退職を余儀なくされる現状は依然と変わらず残っている。

◇母親として、子どもが幼いうちは、子育てに重点をおいた働き方がしたい。

◇専業主婦の無報酬労働（アンペイドワーク）を賃金に換算すると年間 300 万～400 万円くらいとのデータが出ているが、実際にはお金で保障されることが無いので、離婚した際に自立して暮らすことが難しい。

◇女性の自覚が甘い。行動力が伴っていない傾向がある。

【現状に対する要望や意見】

◆少子高齢化が進展し、社会経済状況も厳しい。男女ともに仕事も子育ても助け合って暮らすことは、社会経済の視点からも効果がある。

◆日本人は週５０時間以上働いている。労働時間が長い。労働時間を短縮しつつ、仕事の効率や質を高める働き方を創りだす。

◆女性も男性もライフサイクルに合わせて多様な働き方をするためには、短時間労働者の賃金水準を上げることが必要である。

◆男女共同参画社会基本法は、女性が権利を受けるのではなく、責任も分担しましょうという意識を持たないと、本当の意味での“対等”は実現しない。

◆これからの男性に望むことは、パートナーに「やってみてごらん」と背中を押してあげてほしい。機会があれば女性も鍛えられ、成長していく。

基礎講座及びワークショップの感想

（ワーク・ライフ・バランスについて）

・「男女の平等」から「働き方の多様化」という答えが導かれたのが今日の良い気づきだった。それは女性だけでなく男性にとってもプラスになることなので。（20 代女性）

・まだ働いたこともないが「ワーク・ライフ・バランス」について知識を得ただけでもとても良かった。（20 代女性）

・「子どもは欲しくて、子育ても一緒にしたい」という思いは強いが、現実の社会はそんなことは受け入れてくれない状況にある。例えば、育休をとったときの周りの目が気になったり、今のポストがあるかもわからない。そのような労働条件があるから、男性は育児休暇などがとれないのではないか。男性側の労働条件の改善も必要であると思った。もっと女性も男性も平等であるためには、育児休暇を男性も取ることを義務づけたり、男女の比率を半々にするといったことを強制的にしていくことが今の先入観を変化させていくキッカケになるのではないかなと思った。（20 代男性）

・皆さんの話はとても真剣ですが、成果はあまりよく見えないようか気がします。理想はワーク・ワイフ・バランスですが、今の社会でどのように実現するかまだ時間がかかりそうと感じた。女性の仕事に対する気持ち次第。（30 代男性）

・育児休暇を男性が取得できない男性自身も声を出していく。（70 代女性）

（女性の就業・起業）

・そもそもなぜ、共同参画にしなければいけないのか。その 1 つに女性を労働に組み込みたいという意識もあるはず。(高齢化社会で労働人口が減るため)そんな意識で、良い共同参画は生まれるのか疑問。またしても女性は調整弁という役割を負わされるのでは？（20 代女性）

・「専業主婦」にネガティブなイメージが一般的にあるのか？疑問に思った。専業主婦であることを誇れる、不満に思わないような制度や社会の仕組みが必要であると思った。（20 代女性）

・男女平等という観点から見ているとやはり、女性は仕事もしたいけど、育児にもちゃんとやりたいということを生の意見として聴けて 8 時間勤務固定ではなく、個人に応じて勤務時間を調整出来る制度を導入すべきだと感じました。（20 代男性）

・20 代の若者の意見を聴いて、40 年たっても女性の就職入口の窓口が少ないのは変わっていないと思った。（70 代女性）

（ 男女共同参画社会について）

・私はまだ働いていなく、そこまで男女比や差別についてなどあまり考えていなかったが、話をしていくうえで、いろんなことがあることがわかった。これを働く前の若い人達にも教えることで意識の変化に繋げることが出来るのではと思いました。（10 代女性）

・実際に社会で仕事をしている人の話とか、子育てをしている人の話を聞いて、驚いたことがたくさんありました。これから学生のうちに男女共同参画についての意識も高めていきたいです。（10 代女性）

・社会における男女の平等性について考える良いきっかけとなった。（20 代女性）

・男女参画についてある程度知っていたつもりでしたが、やはり初めて知ることが多くものすごく勉強になった。今後の人生、女だからと諦めるのではなく頑張っていきたい。（20 代女性）

・30 代～70 代グループの発表を聞いて、女性の「甘え」という考えがあったが「男性なみ」のスキルや男性を対等に張り合っているという自信は必ずしも必要ないのではないか。平等とは同化ではない。女性が「男性化」するのではなく、１人の個人としてありのままに生きていけることが重要だと思う。（20 代男性）

・私は今学生で、社会経験も少ないので、また自分が男性であるということからも男女間の差別について日常生活を送る中で気づく事は余りないのですが、今回のワークショップに参加して、その差別に気づく為の目を養う事が出来ました。講演してくださった大城さんありがとうございました。（20 代男性）

・女性(平等意識が高い)意見が聴けたので勉強になった。男女の平等を理解し、実現できる社会になればいいね。

・男性は仕事、女性は家庭という性別役割分担意識の話があったが、学校の成績でいつも男性が上、女性だけが家事能力をもって生まれてきているわけもなく、完全に幻想だと思う。例えば、女性なら家事が得意だというなら、有名な料理人は皆男性というのはなぜか。

・向かうべき目標と現実のギャップがまだまだ大きい。日本独自の男女のあり方も良さもあるのではないでしょうか。それに合わせた改革、運動も必要。

・女性の社会参加することによって意識が変わる。甘えではなく自身が強くならないといけないと思いました。（60 代女性）

・これから女性はみんなの前で自分の思ったこと、やりたいこともアピールして男女共同参画の下で活躍することを希望する。（70 代女性）

・政策や制度を作ることも１つの手段だが、問題の根底にある「人々の意識」を変えるという意味でも、このような場をたくさん設けるといいと思う。

（２）第２回基礎講座及びワークショップのまとめ

講話の概要（講話レジュメより抜粋）

(DV とは)

・親密な関係にあるもしくは、男性からの暴力である。
・繰り返し行われる「女性に対する暴力」
・他の暴力とは何が違う？
・家庭内(親密な関係)で行われている。
・安らぎの場なのに閉じられた空間行われている。
・被害者は周りにも伝えることが出来ず辛いケースが多い。
・もし、子どもが DV の様子を見ていたら大きい影響がある。児童虐待の法律あり。

(他の暴力と何が違うのか)

「家庭内」というだけで見過ごされてしまうのが特徴である。

(加害者はなぜ暴力をふるうのか)

・加害者は人に見られない場所、自分に逆らえない人を選んで暴力をふるっている。
・我慢の問題ではない。恒常的に行われ理由は特にない。
・加害者が被害者を支配している。

(なぜ女性に対する暴力だけなのか)

・数が圧倒的に多い。(95%が女性)
・男性と女性の地位が対等ではない。世界中の大きな問題。

数字から見た日本→人間開発指数 12 位(2011 年 187 カ国中)
ジェンダーギャップ指数(GGI)→98 位(2011 年 135 カ国中)
ジェンダーに基づく暴力→世界的に見ても男女は平等ではない。
身体的暴力(刑法上の犯罪になる)
精神的暴力(刑法上の犯罪になる場合ある)
性的暴力(刑法上の犯罪になる場合ある)
暴力のあるサイクルに慣れてしまう。開放→緊張→DV(力)
これを共依存の関係化という。

ワークショップの記録

テーマ：ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

ＤＶは、家庭内（親密な関係）で繰り返し行われる「女性に対する暴力」を指します。なぜ「女性に対する暴力」なのでしょうか。それは、被害者の約９５％が女性であること、男性と女性の地位が対等ではない、世界中の大きな問題だからだと言われています。ＤＶは刑法上の犯罪であるにも関わらず、被害者は周りにも伝えることができず、また、家庭内（親密な関係）であるため、見過ごされていることが多いのです。

今回のワークショップ参加者は、ＤＶという言葉は聞いたことはあるが、その内容や法律などについては、知らなかったという現状でした。

人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにも関わらず、見過ごされてきたこの問題に対して、正しい知識を持ち、幼少期からの長期的な人権尊重の教育が必要なこと、また、被害者に対する相談体制と自立支援の対策が緊急な課題であること、更には、加害者の対策が取りにくいことが社会的な課題であることが話し合われました。

【ワークショップから出てきた現状】

◇性教育、人権教育は学校によって違う。遅れている。

◇沖縄の人がＤＶを受けて通報した数は全国でみると１位である。

◇西原町にはこのような相談に対応できる相談室がない。しかし、仮にあったとしても、庁内に住む被害者は顔を知られたくないので、他の市町村のも窓口に行く傾向がある。

◇沖縄では、男が強くて偉いという慣習がある。また、口下手な人が多くコミュニケーションをとることが下手である。

◇ＤＶの内容や法律を正しく知らなかった。また、知る機会も少なかった。

【現状に対する要望や意見】

◆ＤＶの根っこは人権である。小さい頃からの教育が大切である。教育がＤＶや権利への気づきにつながる。

◆ＤＶは繰り返し行われ、加害者と被害者の共依存の関係になりがち。ＤＶは身体的暴力、精神的暴力、性的暴力があり、いずれも刑法上の犯罪となりうることを正しく知ることが必要である。

◆西原町行政だけでなく、県、他市町村との広域連携で相談やケアの対応ととる。

◆コミュニケーション能力を高める。相手に“伝える力”、相手のことを“きく”力をつけることが大切。具体的にＤＶについて知るための講演会、研修など、話し合いや情報交換の機会をつくる

◆ＤＶは、日常の身近なところにあるが気づかれないことが多い。ＤＶに関しては、加害者を罰する法律をつくることも必要だ。

テーマ：男女共同参画社会をつくるには

人間が人間として生まれながらに持っている権利、基本的人権をし合い、すべての人が主体的で多様な生き方をするために、「ＤＶ」「仕事と家庭との調和（ワーク・ライフ・バランス）」「女性の就業、起業」などの課題に焦点をあてて話し合いました。「男女共同参画社会をつくる」には、それらのすべてがつながり合い、総合的な視点で解決していかなければならないことが、気づきとして出てきました。

また、10～20 代、30～70 代の世代別グループによるワークショップや世代から出てきた現状、要望・意見を発表し合うことによって、更に気づきや認識を深めました。

【ワークショップから出てきた現状】

◇西原町は、女性登用率が沖縄県で１位との結果であるが、男女共同参加に対する関心や理解が十分に広まっていない。なぜ、男女混合名簿が他市町村に広がらないのか。

◇「男女共同参画」という言葉が堅苦しくて分かりづらい、とっつきにくい。

◇「性的役割分担」「ワーク・ライフ・バランス」など、世代によって認識や感覚が違う。しかし、具体的に話し合ってみると、共通点や今なお一人ひとりが抱えている課題があることが分かった。

◇「男女共同参画」という言葉さえ知らなかったが、基礎講座やワークショップでの話し合いを聞いて、自分の人生のためになり、大切なことだと気付いた。

【現状に対する要望や意見】

◆行政がしっかりしなといけない。教育（学校、社会）が大切である。施策を誰が推進するのか、明確にする必要がある。

◆今回のような学習や情報交換などの機会をつくり、身近なこと、身近にありそうな課題で「男女共同参画社会」を知り、学ぶ機会をつくる。

◆世代によって、認識や感じ方も違うが、老若男女で話し合うことが大切。

◆すべての分野に女性の登用や活用を義務付けする。ポジティブアクションを活かす。

基礎講座及びワークショップの感想

（ＤＶについて）

・今までＤＶなんて身近にないと思っていましたが、言葉の暴力や心理的な攻撃もＤＶになると知って驚きました。多くの女性が男性よりも体力的、身体的能力に弱い立場にあるというのは仕方がない事だと思うので、そのような女性を保護する法律、機関、施設が増えてほしいと思いました。後、言葉の暴力やＤＶになるということを呼びかけるＣＭとかがあったらいいなと思いました。(10 代女性)

・ＤＶは犯罪にという認識でとらえることが必要。「男女共同参画社会」をもっといきいきした言葉にしていこう。(60 代女性)

・ＤＶについて「気づかないうちに」被害にあっているという言葉がありましたが、うちあたいすることがありました。性教育の大切さ重要だと思いました。(20 代女性)

・日常生活のなかでこんなこともＤＶなの、ＤＶってテレビ、ドラマなどで知ってはいたが、身近な人がいなくて、先生の話、皆さんの話し合いの中でわかりました。男女共同参画のことがまだまだ意識的に勉強しないとよくわかっていない。(60 代女性)

（コミュニケーションが大切）

・家庭内でのコミュニケーション不足で家の中が、険悪なムードになると思う。ＤＶにつながるか別として思いやりが大切だと思う。(30 代男性)

・すべての人が小さいころから、一人ひとりを大切にすれば、ＤＶはなくなると思う。相手を思いやる心を育てるのはまず家庭から。(40 代女性)

・「コミュニケーション能力を高める」が意識できた事はよかったです。みなさんの発言に一つ一つ聞かせていただき、気づき、学びとなりました。ありがとうございました。(40 代女性)

（個、人権を尊重する）

・男女の違いを尊重しつつ、「個」を重視する社会が実現されればよりよい「男女共同参画社会」が訪れると思いました。(20 代男性)

・ＤＶの根っこは、人権である。夫婦、職場、友達等、相手を想いやる言葉、会話を発せば、争いごと、ＤＶ等も少なくなるのかなと思いました。(50 代女性)

（学習し、考える環境づくりについて）

・個々人のそれぞれの考えを語る機会をどう提供するか。なかなかうまくいかない。啓発にかわるものとして。(40 代女性)

・もっとわかりやすく、親しみやすい参加方法。目にふれる機会を増やす。文字だけでは伝わらない。知ってもらうこと(気づいてもらうことは)社会も変えていく＝ＤＶを作らせない社会。(40 代女性)

・ＤＶ、男女共同参画社会の実現は、地域の老若男女で話し合い、考えて勉強会等をしたらどうだろうか？より具体的にわかりやすいと思います。(60 代女性)

（教育の必要性と大切さについて）

・「教育」がＤＶや差別への気づきにつながると思いました。（20 代女性）

・解決策がわからなかったＤＶに対して「教育」というキーワードを導き出せたのが良かったと思う。知ることが大事！ＳＮＳを用いて伝えるという方法も新しくて心に残った。(20 代女性)

・教育の大切さを改めて考えさせられました。ＤＶ防止と男女共同参画、どちらにしても『人の意識』が重要だと思います。今回のワークショップのような市民向け講座や学校教育への取り込みなどを推進していきたいです。(20 代女性)

・起こってからでは遅いので、小さい時から教育の中でしっかりと教える必要があると思います。(40 代男性)

（加害者へのアプローチについて）

・加害者へのアプローチや解決手段がわかりにくい中で、救いはあるのかなーと感じました。愛情ではないと気づかない苦しさ、知って抜けられない苦しさにどう向き合っていけばいんだろう。（20 代女性）

・ＤＶに関しては、加害者を罰する法律をつくることも必要であると強く感じます。(20 代女子)

（男女共同参画社会をつくるには）

・身近なこと、身近にありそうな課題で男女共同参画社会を知り、学ぶ機会をつくる。(60 代女性)

・男女共同参画、難しいですが、町に暮らす１人１人が性別、年齢を問わず、主体的にまちづくりを行い、より良い環境を整えるというように解釈しています。今回のワークショップのように、市民の声が反映された政策が形になれば声を発した１人１人がまちづくりに主体性を持つという認識と自覚をもつようになると感じました。日本語が変ですが、伝わると嬉しいです。参加できてよかったです。何事も知識をもつ、伝えるという点が大切ですね。(20 代女性)

・行政がしっかりしないといけないと思いました。とにかく教育が必要です。これも誰が進めるのか明確にしないといけないと思いました。(40 代女性)

・実際に社会に出てから気づくことが多いと言う事が多かったが根本的に普通である生活って何だろうかと思った！男女共同参画社会では、職種の意見が多かったが、私はその前に服装にメンズ・レディースがあってそこら辺から不平等なのではとも思った。でもすごく勉強できたのでよかったです。大学生だけで、このような事を考えたり、学べたりできるようにしたらいいなと思った。これは将来の私たち、身近な問題であるので、もっと若い世代の人達から気づいていけるようにしたいと今回のワークショップで気づけたので良かった。(20 代女子)

・女性登用率が沖縄で１位の割りに、男女共同参画が浸透していない。なぜ、男女混合名簿が他の市町村に広がらないのか、あらゆる活動のなかでも男女活動を広げることをすべきではないか。(50 代女性)

・男女共同参画について、今までのワークショップに参加して、社会の中での男女間の見えざる差について気づく事が出来ましたし、その差が生み出す問題を知る事も出来ました。やはりこれらの事について知っているのと知らないとのでは、全然意識が違うと感じたのでもっとわかりやすく啓発していくことが大切だと感じました。(20 代男性)

(性差から考える個の尊重)

・男女平等にジェンダーフリーな生き生きとした社会創りのために、社会的性差を取り外し、各人が望むことを尊重すると同時に、生物学的差を男女相互に尊重し合いながら、生活できる社会創りが大切だと感じました。(20 代男性)

・今日のワークショップに参加して、性教育のあり方について、ただ生物的な性差という機能を子供に教えるだけでなく、個人が「性」という事項について持っている「守られるべき権利」についても啓発するべきではという意見は大切だと思った。(20 代男性)

・この世界に、男性、女性という生物的な性でわけていることが、少しおかしいと思った。一人ひとりの人間に、個性があり、権利がある。男性、女性だけでなく、レズビアンやゲイ、トランスファー、セックス、バイセクシャルの方のことも考慮した計画をしてほしいと思う。また、10 代～20 代グループで話せていたように、性教育についても見直していかないといけない。体の違いやＳＥＸ、妊娠だけでなく権利やＤＶについてなども含める必要がある。そのための教材研究や伝え方についても考えていかなければならないと思う。知った人が、知らない人に伝えることが重要。その人にあった言葉で伝えていくことが私たちに求められていると思う。(20 代男性)

(慣習について)

・「男女共同参加」という名前にこだわらず、皆が興味・関心・楽しい事業等を通して男女共同参画の視点を盛り込み、慣習への気づきを促す必要があるのでは？(40 代男性)

(ワークショップから学んだこと)

・ジェンダー、ＤＶ、男女共同参画等の問題は、頭では理解していても、やはり、経験が伴っていなければ、解決しない。

・30 代～70 代グループは自分の経験に基づく問題提起をしていたので、考えさせられることが多かった。(20 代男性)

・この問題は、若い世代の人たちは、将来の社会のあり方につながってくるので今日、様々な事が学べたり、考えたりしてとても良かったです。今、就労などの問題では、障がいをもった人の問題が大きく取り上げられているが、その障がいをもった人の就労から考えて変更していかないといけないことも実感しました。すごく年齢が離れているが考えていることはなにかした問題は一緒なんだなと思えた。(20 代女性)

・世代間による、男女平等に対する無意識下の感覚が大きく異なる様に感じました。プログラムの組み立てが良い流れで良かったです。個人的には、今後の人生選択の大きな参考になりました。(20 代女性)

・男女平等という大きなテーマについて、幅広い年代の方々から意見を伺えてとても刺激になりました。こういったワークショップが政治家も巻きこんで国民的な議論にまでなってくれたらいいなと思います。(20 代男性)

4 国及び西原町の関係法令

（1）男女共同参画社会基本法

（改正　平成１１年 12 月 22 日法律第 102 号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社

会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（２）西原町男女共同参画推進条例　（平成 24 年 3 月 29 日条例第 9 号）

わたしたちのまち西原町は、間切時代、首里王府の直轄領として栄えましたが、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため平和を願い、自然と歴史文化を大切にし、近隣都市への交流地域として、さらに「文教のまち」として発展しています。

西原町では、日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、県内の町村に先駆け平成４年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定、また平成１６年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入し、子どものころから性別にかかわりなくすべての人が尊重されるまちを目指してきました。

しかしながら、地域や家庭に残る性別による固定的な役割分担などの古くからの慣習、また職場においても未だに残る不平等、さらに男女間におけるさまざまな暴力の存在など、まだ多くの克服すべき課題が残されており、わたしたちが目指す男女共同参画社会の実現に向けては、なお一層の努力が求められています。

ここに、わたしたち町民一人ひとりが互いの生き方を尊重し、その責務を担い、次世代につなげていくため、町及び町民等（町民、事業者、教育関係者及び各種団体をいう。以下同じ。）が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かにいきいきとすべての人が支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　町民　町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する人をいう。

(3)　事業者　町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいう。

(4)　教育関係者　町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。

(5)　各種団体　町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。

(6)　積極的改善措置　第１号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。

(7)　セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反した性的な嫌がらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。

(8)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者、パートナー又は恋人等（元配偶者、元パートナー又は元恋人を含む。）の親しい間柄で起こるあらゆる形態の暴力をいう。

(9)　パワーハラスメント　権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉であり、会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範ちゅうを超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、又は雇用不安を与える行為をいう。必ずしも明確な地位の違いがなくとも、時には地位にかかわらず、相手の人格や尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させることを含む。

(10)　モラルハラスメント　言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪化させることをいう。

(11)　その他ハラスメント　性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。

(12)　その他家庭内の暴力　第８号に規定する暴力以外で、家庭内における、児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的・心理的・性的虐待及び基本的ニーズの剥奪などの家庭内におけるあらゆる形態の暴力をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1)　すべての人が性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることがなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重されること。

(2)　すべての人が性別にかかわらず互いの性を理解し合い、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(3)　学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。

(4)　性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(5)　すべての人が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、地域、防災、環境その他町における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(6)　家族を構成するすべての人が性別にかかわらず互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。

(7)　男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと協調の下に行われること。

（町及び町民等の協働）

第４条　町及び町民等は、それぞれの主体的な取組み及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

（町の責務）

第５条　町は、第３条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を実施する責務を有する。

２　町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、国、県、町民等と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。

３　町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（町民の責務）

第６条　町民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念に基づき、すべての人が性別にかかわらず職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

２　事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第８条　教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に果たす教育の必要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、教育を行うよう努めなければならない。

（各種団体の責務）

第９条　各種団体は、基本理念に基づき、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が性別にかかわらず参画する機会を確保するよう努めなければならない。

２　各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による差別的取扱いなど人権侵害の禁止）

第１０条　何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワーハラスメント、モラルハラスメント、その他ハラスメント、その他家庭内の暴力など、他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第１１条　何人も公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

（西原町男女共同参画審議会）

第１２条　町長は、男女共同参画行動計画その他男女共同参画に関し必要な事項を調査審議させるため、西原町男女共同参画審議会（以下、審議会という。）を置く。

（男女共同参画計画）

第１３条　町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

２　町長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

３　町長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置）

第１４条　町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮する。また、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の１０分の４　未満にならないよう努めなければならない。

（情報の提供及び理解を深めるための措置）

第１５条　町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な情報の提供、広報、啓発活動を講じなければならない。

（実施状況等の公表）

第１６条　町長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

（調査研究）

第１７条　町は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行なわなければならない。

（苦情の申出）

第１８条　町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、町長に申し出ることができる。

２　町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴き、適切な措置を講じなければならない。

（男女共同参画月間）

第１９条　男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画月間を設ける。

２　前項の男女共同参画月間は、毎年６月とする。

（活動への支援）

第２０条　町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第２１条　この条例に定めるのものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（３）西原町まちづくり基本条例　（平成 24 年 3 月 29 日条例第 8 号）

目次

前文
第１章 総則（第１条－第３条）
第２章 まちづくりの基本方向（第４条－第７条）
第３章 まちづくりの基本原則（第８条）
第４章 町民の権利と役割（第９条・第１０条）
第５章 事業者の権利と役割（第１１条・第１２条）
第６章 コミュニティ活動の推進（第１３条）
第７章 町議会の役割（第１４条・第１５条）
第８章 執行機関の役割（第１６条－第１８条）
第９章 町政運営（第１９条－第２８条）
第１０章 住民投票（第２９条）
第１１章 交流及び連携（第３０条・第３１条）
第１２章 条例の見直し（第３２条）

わたしたちのまち西原町は、沖縄本島東部海岸における中部と南部の接点に位置し、西原富士と呼ばれる運玉森を望む緑豊かなまちです。古くは首里王府の北（琉球語で北のことをニシという。）の直轄領地としての歴史があり、サトウキビ作を主体とした純農村地域から、近年は住宅団地の形成、工業施設や商業施設の立地等により活力あるまちへと発展してきています。一方、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため恒久平和の実現に努めてきました。そのような中にあって、昭和５７年度以来「文教のまち西原」をまちの将来像に掲げ、人づくり、まちづくりを進めてきており、今後も、常に新時代の潮流を見極め、西原町をとりまく国内外の社会情勢の変化に対応し得るまちづくりが求められています。

そこで、わたしたちは、これまで先人が築いてきた地域資源や伝統文化を受け継ぎ、より暮らしよくするとともに軍事基地のない平和で豊かな明るい未来を次の世代へつなげるため、共に力を合わせていかなければなりません。そのためにも、わたしたちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、ここに、これまでの西原の歴史を尊重するとともに多くの文化教育施設が立地する地域特性を活かし、すべての町民が生涯を通して学び合い、より豊かな人間性と文化を創造する「文教のまち西原」を自らの手で推進し、明日の西原町を切り拓くため、この条例を制定します。

第１章 総則

（目的）

第１条　この条例は、西原町におけるまちづくりの基本的な事項を明らかにするとともに、町民、事業者、町議会及び執行機関の役割を定めることにより、共に手を携えて平和で豊かな地域社会を築くことを目的とする。

（条例の位置付け）

第２条　この条例は、まちづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならない。

（定義）

第３条　この条例において次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　町民 町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。

(2)　事業者 町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいう。

(3)　コミュニティ 地域や特定のテーマについて、より良くすることを目的とし、地域自治会等自主的に形成された組織及び集団をいう。

(4)　町 町議会及び執行機関を含めた基礎自治体としての西原町をいう。

(5)　執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

第２章 まちづくりの基本方向

（平和で人間性豊かなまちづくり）

第４条　町民及び町は、平和な世界の創造をめざし、平和活動を推進するものとする。

２　町民及び町は、個人の人間性を尊重し、あらゆる町民が生涯を通して学び、文化を継承発展させるとともに創造していくことのできるまちづくりに努めるものとする。

（安全で環境にやさしいまちづくり）

第５条　町は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時に備え、町民の身体、生命及び財産の安全を確保するとともに、総合的かつ機能的な危機管理の体制を強化するため、町民、事業者及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

２　町民は、緊急時に自らの安全を確保するとともに、相互に助け合って活動することができるように地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

３　町民、事業者及び町は、自然環境への配慮のもとに、環境にやさしい快適な生活空間の形成に努めるものとする。

（健康と福祉のまちづくり）

第６条　町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を町民の相互理解と協力のもと推進するため、地域社会における町民の連帯意識を深めるよう努めるものとする。

２　町は、生活基盤整備にあたっては、町民に心理的及び物理的な障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

（豊かで活力のあるまちづくり）

第７条　町民、事業者及び町は、地域の資源を適切かつ意欲的に活かすことにより、地域産業の活性化、生活基盤整備等による町民の利便性の向上を図り、豊かで活力あるまちづくりに努めるものとする。

第３章 まちづくりの基本原則

第８条　町民、事業者及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進するものとする。

(1)　情報共有の原則 町民､事業者及び町が互いにまちづくりに関する情報を提供し、共有することをいう。

(2)　参加の原則 まちづくりへの町民参加の機会を保障することをいう。

(3)　協働の原則 町民、事業者及び町が、共通の目的を実現するために協力し、共に行動することをいう。

第４章 町民の権利と役割

（町民の権利）

第９条　町民は、地域のまちづくりを主体的に行う権利を有する。

２　町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

（町民の役割）

第１０条　町民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

２　町民は、まちづくりに参加するにあたっては、公共性の視点を持って行動しなければならない。

第５章 事業者の権利と役割

（事業者の権利）

第１１条　事業者は、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有する。

２　事業者は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

（事業者の役割）

第１２条　事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、町民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

第６章 コミュニティ活動の推進

第１３条　町民及び事業者は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手となることを認識し、コミュニティの活動に参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

２　町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、必要に応じて支援することができる。

第７章 町議会の役割

（町議会の役割）

第１４条　町議会は、住民の代表者によって構成される町の意思決定機関として、町全体の福祉の向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定、行政運営の監視等を行うものとする。

２　町議会は、前項に規定する役割を果たすために、政策の提言及び条例の立案活動に取り組むよう努めなければならない。

３　町議会は、町民に対して開かれた議会となるよう努めなければならない。

４　町議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

５　町議会は、討議を基本とし、町民に対し、町議会での意思決定の内容及び経過をわかりやすく説明するよう努めなければならない。

（町議会議員の役割）

第１５条　町議会議員は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

２　町議会議員は、前項に規定する役割を果たすために、まちづくりに関する町民意思の把握、政策の研究等の活動その他の自己研さんに努めるものとする。

第８章　執行機関の役割

（町長の役割）

第１６条　町長は、住民の信託を受けた町政の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行にあたらなければならない。

２　町長は、リーダーシップを発揮して町政の課題に対応するとともに、まちづくりの展望について、町民に説明しなければならない。

３　町長は、町職員を指揮監督し、その人材育成に努めなければならない。

（執行機関の連携及び協力）

第１７条　執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、町長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

（町職員の役割）

第１８条　町職員は、町民全体の奉仕者として、かつ、まちづくりを推進するための専門スタッフとして、公共の利益のため創意をもって、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

２　町職員は、職務の遂行に必要な知識や技術を向上させるため、自己研さんに努めなければならない。

第９章　町政運営

（健全な財政運営）

第１９条　執行機関は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するように努めなければならない。

２　執行機関は、町の財政状況に関する資料を作成し、これを町民にわかりやすく伝えなければならない。

（情報の公開及び共有）

第２０条　町は、町民の知る権利を保障するとともに、町民のまちづくりへの参加を促進する視点に立ち、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第２１条　町は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己にかかわる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を守らなければならない。

（説明責任）

第２２条　執行機関は、まちづくりに関する計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

（行政組織）

第２３条　執行機関の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければならない。

（行政評価）

第２４条　執行機関は、効率的かつ効果的な町政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定及び予算編成に反映させるとともに、町民にわかりやすく公表しなければならない。

（審議会等）

第２５条　執行機関は、設置する審議会、審査会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めるとともに、選任にあたっては、男女の均衡に配慮するものとする。

２　前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。

３　審議会、審査会等の会議は、個人情報の保護及び公正かつ円滑な審議に支障がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。

（行政手続）

第２６条　執行機関は、町民の権利利益を保護するため、町への申請に対する処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

（意見公募手続）

第２７条　執行機関は、まちづくりに関する重要な計画における意思決定過程への町民の参加を確保するため、意思決定前に町民の意見を求める手続（以下「パブリックコメント」という。）を実施するものとする。

２　執行機関は、パブリックコメントにより提出された町民の意見を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。

（町民からの意見、要望、苦情等への対応）

第２８条　執行機関は、町政に関する町民の意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

２　執行機関は、町民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追究し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

３　執行機関は、第１項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成するものとする。

第１０章　住民投票

第２９条　町長は、町政に係る重要事項について住民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。

２　町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第１１章 交流及び連携

（他の機関との連携）

第３０条　町は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、他の自治体、国及びその他の機関との連携に努めるものとする。

（国際交流）

第３１条　町は、国際感覚をまちづくりに取り入れることの重要性を認識し、国際交流に努めるものとする。第１２章 条例の見直し

第３２条　町は、この条例の施行後４年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢等の変化に適合したものかどうかを検討するものとする。

２　町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例を改正しようとするときは、町民参加の手法を用いなければならない。

（4）西原町男女共同参画計画推進本部設置規程（平成 23 年 2 月 28 日規程第 1 号）

（設置）

第 1 条　西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の総合的かつ効果的推進を図るため、庁内推進組織として、西原町男女共同参画計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　西原町男女共同参画計画(さわふじプラン)の推進に関すること。

(2)　男女共同参画行政の施策に関する関係各課相互の連絡調整に関すること。

(3)　その他推進本部が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条　推進本部の委員は、町長、副町長、教育長、部長等をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条　本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

2　本部長は、本部の会務を総理し、本部を代表する。

3　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

（意見の聴取など）

第 6 条　本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第 7 条　推進本部の下に作業部会を置き、本部長の指示により次に掲げる事項を所掌する。

(1)　男女共同参画行政の施策に関する調査研究及びその報告に関すること。

(2)　その他本部長が指示する事項に関すること。

2　作業部会は、課長、課長補佐等及び係長をもって組織する。

3　作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会員の互選により定める。

4　部会長は、会務を総理する。

5　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（庶務）

第 8 条　推進本部及び作業部会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補足）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

（５）西原町男女共同参画審議会規則　（平成 24 年 9 月 21 日規則第 29 号）

西原町さわふじ懇話会規則(平成 17 年西原町規則第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条　この規則は、西原町男女共同参画推進条例(平成 24 年西原町条例第 9 号)第 12 条の規定に基づき、西原町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第 2 条　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1)　男女共同参画計画の推進に関すること。

(2)　女性問題解決のための諸施策に関すること。

(3)　その他男女共同参画に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条　審議会は、委員 9 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　各種団体代表

(3)　町民

(任期)

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会は、必要に応じて、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に、部会長を置き、部会長及び部会に属する委員は、会長が指名する。

3　部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条　審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 9 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（６）さわふじプラン地域推進委員会設置要綱（平成 15 年 7 月 25 日要項第 11 号）

(趣旨)

第１条　この要綱は、男女共同参画社会の実現をめざす西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」(以下「さわふじプラン」という。)の効果的な推進を図るために、広く町民の協力を求め、かつ、意見・情報交換を行い、地域推進体制づくりを促進するために設置する西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」地域推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条　委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

（１）　地域、家庭及び職場における男女共同参画づくりに係る調査、研究等に関すること。

（２）　地域、家庭及び職場における男女共同参画行政施策の実践活動に関すること。

（３）　地域、家庭及び職場における男女共同参画推進のためのネットワークづくりに関すること。

(組織)

第３条　委員会は、委員２５ 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　町民

（２)職場又は活動拠点を町内に有する者

(委員の任期)

第４条　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第７条　特定の事項を調査研究させるため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

2　部会の委員は、委員会の会議に諮って委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(関係者の出席)

第 8 条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条　委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

5 委員名簿

（1）審議会委員名簿 （任期：平成 24 年 10 月 5 日～平成 26 年 10 月 4 日）

	氏　名	団体名、役職名
会長	大城　貴代子	学識経験者
副会長	大城　助徳	町商工会事務局長
委員	矢野　恵美	学識経験者
委員	小波津　ミヱ子	町女性団体連絡協議会会長
委員	浦崎　成子	町女性団体連絡協議会事務局長
委員	屋比久　満	町行政区自治会長会
委員	大城　剛	町ＰＴＡ連合会会長
委員	津波古　和	公募町民
委員	金城　秀和	公募町民

（2）推進委員会委員名簿　（任期：平成 24 年 11 月 30 日～平成 26 年 11 月 29 日）

（50 音順）

	氏　名	団 体 名、役 職 名
1	金子　崇	公募町民
2	潮平　寛胤	公募町民
3	中村　丘学	公募町民
4	松村　真史	公募町民
5	新垣　政江	町女性団体連絡協議会
6	奥浜　幸子	町女性団体連絡協議会
7	小波津　久美子	町女性団体連絡協議会
8	仲宗根　恭子	町女性団体連絡協議会
9	仲宗根　好美	町女性団体連絡協議会
10	伊集　悟	町ＰＴＡ連合会
11	川満　ヤス子	町商工会

6 男女共同参画社会形成の動向（年表）

年	世界のあゆみ	日本のあゆみ	沖縄県と西原町のあゆみ ○:沖縄県／●:西原町
1975～ （昭和 50 年～）	1975 ○国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」 1976～1985 ○国際婦人の１０年 1979 ○「女子差別撤廃条約」採択	1975 ○総理府に婦人問題企画推進本部（本部長内閣総理大臣）及び婦人問題企画推進会議を設置 1976 ○戸籍法改正（離婚後における婚氏続称制度の新設） 1977 ○「国内行動計画」を策定	1976 ○労働商工部労政課に婦人行政担当専任職員配置 1977 ○「婦人関係行政連絡会議」設置・「婦人問題懇話会」設置 1979 ○生活福祉部「青少年婦人課」設置
1980～ （昭和 55 年～）	1980 ○「国連婦人の 10 年中間」年世界会議（コペンハーゲン）	1980 ○「女子差別撤廃条約」署名 1984 ○国籍法及び戸籍法の改正（父系血統主義から父母両血統主義へ）（配偶者の帰化条件の男女同一化）	1984 ○「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定
1985～ （昭和 60 年～）	1985 ○「国連婦人の 10 年」世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985 ○「女子差別撤廃条約」批准 1986 ○男女雇用機会均等法の施行 1987 ○「西暦 2000 年に向けての新国内計画」を策定（男女共同参加型社会の形成）	
1990～ （平成 2 年～）	1990 ○ナイロビ将来戦略に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 1993 ○世界人権会議（ウィーン） ○女性に対する暴力の撤廃に関する宣言を採択 1994 ○国際人口・開発会議（カイロ）	1991 ○「西暦 2000 年に向けての新国内計画」第一次改定（男女共同参加型社会へ） 1992 ○育児休業法の施行 1994 ○総理府に男女共同参画室を設置 ○内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	1991 ○女性副知事誕生 1992 ○総務部知事公室に「女性政策室」を設置 ○「沖縄県女性行政推進本部」設置 ●「西原町女性行動計画～さわふじプラン」策定 1993 ○「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～ＤＥＩＧＯプラン２１～」策定 ○(財)おきなわ女性財団設立
1995～ （平成 7 年～）	1995 ○第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言」及び「行動綱領」採択	1995 ○「ILO156 号条約」批准／育児／介護・休業法成立 1996 ○「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ○改正男女雇用機会均等法の施行 ○改正労働基準法の施行 ○改正育児・介護休業法の施行 ○男女共同参画社会基本法の施行 ○少子化対策推進基本方針の策定	1996 ○沖縄県女性総合センター「てぃるる」開館 1998 ○「男女共同参画社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン２１～」改定 1999 ●企画財政課に「女性行政振興係」設置

年	世界のあゆみ	日本のあゆみ	沖縄県と西原町のあゆみ ○:沖縄県／●:西原町
2000～ (平成 12 年～)	2000 ○女性 2000 年会議（ニューヨーク） 「政治宣言」及び「成果文書」採択	2000 ○男女共同参画基本計画」策定 2001 ○内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 2002 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ○改正育児・介護休業法施行 ○少子化対策プラスワン策定 2003 ○少子化対策基本法の公布、施行 ○次世代育成支援対策推進法の公布、施行 2004 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	2000 ○「女性政策室」を「男女共同参画室」に名称変更 ○「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施 2002 ○「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」策定 ●「第二次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」策定 2003 ○「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行 2004 ●町内幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入
2005～ (平成 17 年～)	2005 ○「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) 2006 ○第１回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京） 2007 ○第２回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（ニュ―デリー） 2009 ○第３回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）	2005 ○女性の再チャレンジ支援プランの策定 2006 ○男女雇用機会均等法の改正 ○女性の再チャレンジ支援プランの策定 2007 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正 ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定」 2009 ○「DV 相談ナビ」開設 ○「育児・介護休業法」改正	2005 ○所管部を知事公室から文化環境部へ、「男女共同参画室」を「平和・男女共同参画室」に改組 ○「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行 2006 ○「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ○「女性問題懇話会」廃止 ○「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センターに名称変更し、指定管理者制度を導入 ○「男女共同参画行政推進本部」設置 2007 ○「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の策定 ●「第二次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」中間見直し
2010～ (平成 22 年～)	2010 ○第 54 回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合開催 2012 ○第４回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(カンボジア)	2010 ○「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	2010 ○「沖縄県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 ○「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施 2012 ○「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」策定 ●「西原町男女共同参画推進条例」制定 2013 ●「第三次西原町男女共同参画計画～さわふじプラン～」策定

7 用語解説（50 音順）

○アンペイドワーク （unpaid work 無報酬労働 ）

賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内で家事、育児、地域社会の様々な活動など市場での評価が行われず、無償で行われる労働のこと。担い手の多くは女性で、金や報酬を伴わず数量的に把握することが困難なことから、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいます。その働きを正当に評価し、目に見えるものにすることが女性のエンパワーメントにとって不可欠であるとの共通認識が広がり、その測定・評価、政策化への取り組みがすすめられています。

○育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます）は、労働者が申し出を行うことによって育児休業（1 歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得する権利として認めている法律です。

○ＮＰＯ／ＮＧＯ（Non Profit Organization／Non Government Organization）

NPO は、行政、企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織。1998 年「特定非営利活動促進法（NPO 法）が制定され、営利を目的としない等一定の要件を満たす活動については、法人格が付与されます。NGO は、政府間の協定によらず設立された民間の非政府組織であり、NPO と NGO は団体を見る視点が違います。

○介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成１２年度にスタートしました。被保険者は４０歳以上の人で、これらの人が要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態になった場合（40 歳～64 歳の人は老化に起因する疾病が原因の場合）、在宅・施設の両面にわたって必要な介護サービスが提供されています。

○ジェンダー　（Gender　社会的性別）

社会的・文化的につくられた性差のことで、男女の生物学的性差（Sex）とは区別して用いられています。男女の性役割、行動様式、心理的特徴などにおける合理的な根拠に基づかない「男らしさ」「女らしさ」など、個人とは関係なく、それぞれの性によって期待され、振り分けられる区分を指しています。

○セクシュアル・ハラスメント　（Sexual harassment）

西原町男女共同参画推進条例では、「相手の意に反した性的な嫌がらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害すること」と定義しています。1999 年施行の「改正男女雇用機会均等法」においては、職場のセクシャル・ハラスメント防止を事業主の雇用管理上の配慮義務と定めています。

○積極的改善措置　（ポジティブ・アクション）

一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を図ることを目的とした暫定的な特別措置のことです。元々は、女性や少数民族など、過去における社会的・構造的な差別によって現在も不利益を受けている集団に対し、教育や雇用の機会を保証したり優先的に与える暫定的な措置のことでした。

○ＳＯＨＯ（Small Office Home Office）

企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする就労形態をいいます。就業形態の多様化のなかで、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。特に、育児期等にある人が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態としてＳＯＨＯの普及促進が期待されています。

○男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という 5 つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

○男女共同参画週間

男女共同参画基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各層・各界において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取りくみが行われるよう気運の醸成を図るため、男女共同参画推進本部では、平成 13 年度から、「男女共同参画週間」を実施しています。男女共同参画社会基本法の交付・施行日（平成 11 年 6 月 23 日）を踏まえて 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間とし、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、各種行事及び工房啓発活動を全国的に行っています。

○男女共同参画宣言都市

男女共同参画宣言都市とは、地域をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体（政令指定都市を除く市町村）のことを指します。

内閣府では、これらの都市が男女共同参画宣言都市となることを奨励することによって、男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成することを目的とした「男女共同参画宣言都市奨励事業」や宣言都市の首町が一堂に会し、意見交換等を行う「全国区男女共同参画宣言都市サミット」を開催しています。

○男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。平成 11 年 4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・雇用に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方の申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

○男女混合名簿

名簿を性別に分けず、五十音順や生年月日順などによって男女を一緒にした名簿。男女平等教育を進める上で、男が前、女が後ろといったような意識を生み出さないよう導入され始めています。

○ドメスティック・バイオレンス　(Domestic Violence)

配偶者や恋人からの暴力を指す。また、女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待などの家庭内暴力」も含み、女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的暴力及び心理的暴力を指します。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました（同年 10 月 13 日に施行）。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため。都道府県が、自ら設置する婦人相談所その他適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

○ファミリー・サポート・センター事業

急な残業の際などの変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター（地域において育児・介護の相互援助活動を行う会員組織）を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村に対し、厚生労働省が必要な経費の援助を行うものです。

○ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業をいいます。ファミリー・フレンドリー企業は、企業にとって、労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、ストレスの減少等のメリットがあります。

○幼保一元化

少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策です。

○メディア・リテラシー　（Media Literacy）

新聞、雑誌、広告、TV などのほか、インターネットも含めたメディアを主体的かつ客観的に読み解き判断し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って自己表現する能力も指します。

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（Reproductive health/rights 性と生殖に関する健康と権利）

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置づける権利です。

○レスパイト事業

障がい児(者)を持つ親・家族を、一時的に、一定の期間、障がい児(者)の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助を指します。

○ワークショップ（Work shop）

さまざまな立場の参加者が、経験交流や共同作業を通じて、課題発見、解決策、計画案の検討、それらの評価等を行う活動をいいます。

○ワーク・ライフ・バランス　（仕事と生活の調和）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月 18 日）において、仕事と生活の調和が実現した社会の姿として「国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

また、「仕事と生活の調和のための行動指針」（同日）では、国、地方公共団体、企業・働く者、国民の各主体の取組について定められています。また、企業・働く者については次のような内容が示されています

・労使で働き方を見直し、業務の進め方・内容の見直しや個人の能力向上等によって、時間当たりの生産性の向上に努める。
・企業は、雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。
・働く者は、職場の一員として、自らの働き方を見直し、時間制約の中でメリハリのある働き方に努める。

第三次 西原町男女共同参画計画
～ さわふじプラン ～

2013（平成25）年８月発行

発　行　西原町役場 総務部 企画財政課
〒903-0220
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅112番地
TEL098-945-5340　FAX098-835-8166